

News Letter

ニュースレター

No. **26**

2018.1.30

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室

Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028

E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp

URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>

編集・発行：埋橋 孝文

連続公開セミナーを無事終えて

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 埋橋 孝文

2017年度前半期に当センターは「開設10周年記念連続公開セミナー」を催しました。その模様は本号で伝えていますが、テーマは大きく分けて、①生活困窮者自立支援、とりわけその中の家計相談支援、②学校ソーシャルワークおよび保育ソーシャルワーク、の2つでした。幸い、計5回のセミナーには用意した教室が満室になることもあったほど、盛況で、議論も活発に行われました。

主催者サイドのねらいは、貧困－生活困窮問題の中で相談援助活動への期待が高まりつつあることを確認し、その上で、そうした問題にどのように対応していけるか、また、いくべきかを明らかにすることでした。

連続公開セミナーの成果の一端は、本号での紹介記事からある程度読み取れますが、詳しくは、埋橋孝文＋同志社社会福祉教育・研究支援センター(編)『貧困と生活困窮者支援－ソーシャルワークの新たな展開(案)』(仮題、2018年春刊行予定)をご参照ください。



同志社大学 社会福祉教育・研究支援センター 祝！開設10周年記念連続公開セミナー 「ソーシャルワークの新たな展開」

どなたでも参加いただけます。
事前申し込み不要、参加費無料。
当日会場まで直接お越しください。
お誘いあわせの上に参加ください。

6月17日(土) 13:10-15:30
有田 朋 (アルファ Link)
「生活困窮者自立支援－家計相談支援」
良心館413教室

7月8日(土) 13:10-15:30
稲浦 真子 (大阪市立大学)
「家計相談支援とソーシャルワーク」
良心館413教室

7月15日(土) 13:10-15:30
門田 光司 (久慈大学)
「子どもの貧困と学校ソーシャルワーク」
良心館413教室

7月22日(土) 13:10-15:30
石田 慎二 (専修大学)
「子どもの貧困と保育ソーシャルワーク」
良心館413教室

8月5日(土) 13:10-15:30
行岡 みち子 (グリーンコープ)
「生活困窮者自立支援－家計相談支援」
志島館110教室

お問い合わせ先：
同志社大学社会福祉教育・研究支援センター事務局
(derc-sw@mail.doshisha.ac.jp)

特集 1 高麗大学との交流会**特集 2** 連続公開セミナー

- ① 生活困窮における家計相談支援（講師：有田 朗氏）
- ② 家計相談支援とソーシャルワーク（講師：鶴浦 直子氏）
- ③ 子どもの貧困と学校ソーシャルワーク（講師：門田 光司氏）
- ④ 子どもの貧困と保育ソーシャルワーク（講師：石田 慎二氏）
- ⑤ 生活困窮者自立支援—家計相談支援（講師：行岡 みち子氏）

特集 3 海外フィールドワーク報告

- ① 韓国におけるエイジズの現状と残された課題
- ② 中国大連市民政局社会工作課におけるフィールドワーク
- ③ 中国における医療ソーシャルワーク実践の現状

特集 4 同志社大学社会福祉学会賞を受賞して

- ① 石田 慎二（帝塚山大学現代生活学部こども学科准教授）
- ② 森口 弘美（京都府立大学公共政策学部実習助教）

書評 1 加納光子

『改正精神衛生法時代を戦った保健所の PSW たち
—萌芽するコミュニティソーシャルワークを支えた開拓型支援モデル』
（ミネルヴァ書房、2017年）
（評者：渡辺 明夏）

書評 2 種橋征子『介護現場における「ケア」とは何か—介護職員と利用者の相互作用による「成長」』
（ミネルヴァ書房、2017年）
（評者：梅谷 聡子）**書評 3** 李善恵『賀川豊彦の社会福祉実践と思想が韓国に与えた影響とは何か』
（ミネルヴァ書房、2017年）
（評者：金 松美）**書評 4** 米澤亘『社会的企業への新しい見方—社会政策のなかのサードセクター』
（ミネルヴァ書房、2017年）
（評者：南 友二郎）**書評 5** レナ・ドミネリ著、上野谷加代子・所めぐみ監訳
『グリーンソーシャルワークとは何か—環境正義と共生社会実現』
（ミネルヴァ書房、2017年）
（評者：松川 杏寧）**書評 6** 田中弘美『「稼得とケアの調和モデル」とは何か—「男性稼ぎ主モデル」の克服』
（ミネルヴァ書房、2017年）
（評者：小西 洋平）**特集 1** 高麗大学との交流会

2017年6月28日、同志社大学新町キャンパス溪水館1階会議室にて、韓国の高麗大学（公共社会学専攻）と同志社大学（社会福祉学専攻）の学生との交流会が開催された。

当交流会では、約20名が集まった中で、埋橋孝文先生（同志社大学教授）とソ・ヨンソク先生（高麗大学教授）の挨拶をはじめ、活発に交流会が行われた。また、円滑な交流会のために同志社大学大学院に在籍し

任 セア（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

ている韓国の留学生ら（李玲珠、任貞美、任セア）が通訳を行った。

日本の介護保険制度について知りたいという高麗大学の先生と学生の希望にそって、主なテーマは日本の介護保険制度であった。韓国は日本の介護保険制度を参考に老人長期療養保険制度（2008年7月1日）を導入したので、日本の介護保険制度に対する関心が高かった。

特に、創設の事前準備に関する質問が多かった。キ



ム・ユンテ先生（高麗大学教授）はインフラ整備に注目した。日本の場合、ゴールドプラン10か年計画、1994年から新ゴールドプラン、1999年からゴールドプラン21などのインフラ整備があったが、韓国の場合には十分ではなかったことを指摘した。

韓国は、老人長期療養保険制度の導入前、インフラ整備のために3回（第1次：2005年7月～2006年3月、第2次：2006年4月～2007年4月、第3次：2007年5月～2008年6月）に分けてモデル事業を実施したが、このモデル事業について十分に評価する時間もなく2008年7月1日から老人長期療養保険制度がスタートした。

ソ・ヨンソク先生（高麗大学教授）から他の先進国では導入しなかった介護保険制度（社会保険方式）をなぜ早期段階で導入したのかという質問があった。

この質問に対して、小山先生（同志社大学教授）は高齢者福祉分野が予測できる分野だったと答えた。予測できる高齢者の増加に対する恐怖があり、また、フランスとスウェーデンと違って社会的資源が十分ではない状態であったと説明した。

韓国の学生から日本のケアマネジャーに関する意見があった。韓国はケアマネジャー制度を導入していなかったが、日本のケアマネジャーのような人材及びケアマネジメントのようなシステムの構築が必要であると補足した。

簡単に説明すると、認定調査や更新の時、日本の場合は、市区町村の担当職員あるいは委託を受けたケアマネジャーが担うが、韓国の場合は、公団職員（看護師、社会福祉士など）が調査を行うという違いがある。

韓国の場合、老人長期療養保険制度の初期からケア

マネージャーの所属と行政的支援コストの負担や活用システムなどの課題により、ケアマネジャー制度が導入されなかったが、現在は効率的制度の管理のためにケアマネジメントを中心としたシステム構築が必要であるという声も多い。

日・韓の介護保険制度に関する議論が盛り上がりすぎて、1時間半の時間があっという間に過ぎてしまった。

埋橋先生（同志社大学教授）とファン・ミョンジン先生（高麗大学教授）の閉会の言葉で韓国の高麗大学と同志社大学の学生との交流会は終了した。

私の研究分野の介護人材と近い領域である介護保険制度についても一度勉強するきっかけになり、長期間日本で留学している私にとっては、母国である韓国の老人長期療養保険制度の背景から現状まで日本と比較して様々な観点から動向をみることが出来る良い機会であった。また、韓国の老人長期療養保険制度が導入され、約10年が経過している中、日・韓の福祉制度をめぐる議論の交流会はとても有意義な時間であった。

最後に、ご多忙な中、貴重な議論をしてくださった高麗大学と同志社大学の先生方や学生、また、交流会の主催者である埋橋先生に深く感謝し、御礼を申しあげたい。



特集2 連続公開セミナー

① 生活困窮における家計相談支援

（講師：有田 朗氏）

小畑 美穂（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

6月17日（土）、連続公開セミナー第1回目として「生活困窮における家計相談支援」と題し、岐阜県の一般社団法人アルファリンク、代表理事 有田朗先生の講演が開催された。

有田先生は、生活困窮者相談支援において「家計相談支援のあり方」という視点で具体的かつ実践に基づいた報告と課題を分かり易く提示された。講演内容は、1. 家計相談支援のあり方について、2. 家計相談の



技術について、3. 事例検討を通した総括の3部構成と、参加者との質疑応答であった。

有田先生は「それぞれの自治体によって特有の状況や個別的な背景、地理条件、地域成員の人種・種類、職業分布や社会資源が異なり、

その中で生活困窮支援窓口にどういう人が相談にみえるのか、地域毎で違って来る。しかし生活困窮者相談支援の窓口に来られる方の課題は、実際、お金に関することがほとんどである」と冒頭で述べられた。

家計相談支援のあり方は、本講演の主題であり、問題提起の核心である。

有田先生は「家計相談支援とは、お金のことに詳しい人＝家計相談支援員＝家計／お金の専門家が、支援の全体を一緒に考えるひとつの視点として入ることであり、お金に関する見立てを適切に出来て、支援の全体に対してお金の専門家としてスーパーバイズし、そういった視点を支援に入れて、就労支援相談員や一般的な生活支援員、精神面に配慮できる人たちと一緒に総合的に支援してゆくなかでの家計のプロフェッショナルの視点として全体に関わることなのである」と力説された。

その上で、「仮に、家計相談に関する相談支援のうち、一部の支援を指して、家計相談支援と位置づけるのであれば、それ以外の家計相談支援に含まれない部分については、相談支援員が支援できなければならなく、一方仮に家計に関する相談支援は全て家計相談支援であると位置づけるのであれば、自立相談支援のほとんどまた全てが家計相談支援となる。いずれにしても相談支援員は、家計に関する相談支援を一通り行うことが求められることになる。家計相談にあたるかあたらないか、は相談内容を聞いて、今後どういう支援をして行こうか考えた時に初めて分かってくるので、家計か家計じゃないかの案件かの区別をすることは難しい」と言う。家計相談支援事業とは、家計と云う経済的問題を入口とした生活全般、総合的支援であることが理解できる。

次に、家計相談支援は「単に家計『管理』支援でもなく、家計『簿』支援でもない。家計の管理の一つの方法を覚えてもらうための訓練なのか」と更なる疑問を投げかける。実際、任意事業である家計相談支援事業を始めている自治体が増えてきているがしかし、具体的にどう支援をするのかといった内容が明確でなく、

ほとんどがキャッシュフロー等を利用しながら家計の管理をしてもらう、家計管理で管理の中の一つの方法を覚えてもらうという訓練となっており、果たしてそれで良いものかと。

実情、管理というよりもっと以前にやらなければならないことの方が多く、そもそも相談に来られる方は、管理するお金自体を持っていない、収入が無いもしくは少ない、多額の借金があるといった家計管理以前の問題、段階にある。自主性・主体性、個人の尊厳は当然のことながら重要であるが、困窮状態にある相談者の多くは「どうしたら良いか、どこに相談に行ったら良いかわからない」「そもそも何が問題なのかかわからない」など判断能力や知識が不足している状態にある。当該困窮状態を解消するには、どう収入を確保するか、貸付か、給付制度の利用や減免か、生活保護受給か、借金や滞納は返済可能か、そもそも本人の負債なのか、返済義務があるものなのか、相談者か語られる言葉そのままを受け取るのではなく、事実確認し、背景・状況を総合的に見立て、優先順位を整理し、応急処置し、最低限の生活を確保し、具体的制度等利用し、生活確保ができた後、今後同じことにならないよう、改善し、より善く生活できる支援をしてゆく。そこには技術や知識、専門性が必要となる。また複合的な課題に対しては適切な制度や専門職（機関）へのつなぎ・連携が必要な場合も多々ある。家計支援相談を行う支援側の知識や技術つまり支援者の技量や裁量が重要となると、家計相談の技術について具体的ケース事例を織り交ぜながら丁寧に述べられた。

そして、このような家計相談支援において、お金に関する「見立て」をしなければならないとすれば、この見立ては相談支援全体の方針（プラン）に関わるものであるゆえに、家計相談支援員は初回相談から同席しなければ役割を果たせないと考え、現在任意事業とされている家計相談の役割が明確でないこと、また実施自治体においても支援調整会議の決定を経ってから家計相談と位置付けることが通常であることから、初回同席のシステムを作ってゆくことなど工夫が必要であると、有田先生は任意事業としての家計相談支援の在り方に一石を投じ、来年度の法改正に際し、必須事業化するにしても、こういった在り方が大切で、必要かを実践者からの具体的視点で示唆された。

質疑応答では、今後の課題として以下の項目が挙げられた。

①生活困窮者自立支援法改正において、家計相談支援事業が、必須事業化されるかどうか。されるのであればどういった役割として位置付け、どのような支援であると明確化されるのか。



- ②生活保護法との関連性について。本来生活困窮者自立支援法は包括的に縦割り行政の弊害を取り除くというところから出発したにもかかわらず、現時点では就労準備支援など一部の事業以外は、生活保護受給後には生活困窮者支援から除外される。生活保護からの現金給付等支援が受けられたとしても、丁寧な生活支援や家計相談支援といった人の支援の手が十分に届かなくなる。生活保護が生活困窮者支援のような専門性や丁寧に関わりができるのかという点において現在の自治行政上限界がある。韓国のように生活保護の各扶助(教育や住宅、医療など別個に)を切り分けて提供するような生活保護法自体の抜本的改革も視野に入れ、生活困窮者自立支援法との関連性を考えること、生活保護法と生活困窮者自立支援法との間に柔軟性や相互交流の形を検討するなど、どういう機能をどう使うのか議論し続ける必要がある。
- ③支援事業実績の自治体間・地域間格差が大きい。評価

システムが確立していないという要因もある。アウトカムを何でもって判断、評価するのか。

- ④支援が必要にもかかわらず、支援を必要と考えていない人へのアプローチの難しさ。

アウトリーチも大切であるが、個人情報を取り扱うが故に本人が話さない情報、望まない連携を、支援と云う理由で収集・共有し、役割分担し、協働してしまう危険、情報が持つ力を取り扱うことの恐さと難しさを認識することの重要性。などが議論された。

最後に、有田先生は法律をご専門とされている故か、情緒・抽象的になりがちな相談支援を物事の両側面を客観的に俯瞰し全体を見つつ、支援が必要な方に寄添い直接的に関わることの出来る思考と行動のバランス感覚に非常に優れ、だからこそ問題の本質を的確に捉えることが出来、具体的で分かり易い言葉で伝えられる方なのだと感じた。同じ相談支援を実践し、研究する者として学び深く、刺激溢れる貴重な講演であった。

2 家計相談支援とソーシャルワーク

(講師：鵜浦 直子氏)



2017年7月8日(土)、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターが主催する十周年記念連続セミナー「ソーシャルワークの新たな展開」の第2弾として、大阪市立大学大学院生活科学研究科の鵜浦直子氏が「家計相談支援とソーシャル

ワーク」を題にして講演を行った(於・同志社大学・良心館413教室)。

堀橋孝文教授(同志社大学社会学部教授、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長)を含めて、大学の教員(社会福祉学及び家政学の専門)、大学院生、公務員、社会福祉協議会の方、生活協同組合連合会の方など総勢42名の方が参加された。セミナーは、休憩時間を挟んで、講演60分と質疑応答60分で行われ、活発な意見交換がなされた。

「家計相談支援」は、2015年4月に施行された『生活困窮者自立支援法』の任意事業として位置づけられ、現在、必須事業化を求める動きもあるように、「ソーシャ

姜 民護(同志社大学留学生特任助手)

ルワークの新たな展開」として「家計相談支援」の必要性や重要性が高まっている。鵜浦氏からの講演は、ソーシャルワークの理論的側面から「家計相談支援」について考察したものであった。具体的には、①家計に関するニーズ(以下、「家計ニーズ」という)を持つ人たちの現状、②家計相談支援をめぐるソーシャルワークの歴史、③家庭相談支援における課題—本人の意思・意向—、④ソーシャルワークにおける家計相談支援の位置づけ、という4点から報告がなされた。

1つめの家計ニーズを持つ人たちの現状については、「経済的困窮により家計に問題が生じる場合」と「家計を自分で管理することに関してニーズを持っている場合」に大別しての説明があった。家計ニーズに関しては、経済的困窮からの視点から語られることが多いが、鵜浦氏は、判断能力が不十分であるために自分自身で家計を管理することが難しい人たちにも焦点をあて、日常生活自立支援事業の実利用者の年次推移(平成13年度:4,143名、平成27年度:49,791名)と成年後見制度の利用者数(平成24年度:166,289名、平成28年度:203,551名)を示し、家計相談支援を求める人たちは経済的に困窮した人たちだけに限らないことを述べた。

2つめの家計相談支援をめぐるソーシャルワークの歴史について、鶴浦氏はStuart (2016)の研究を引用し、アメリカにおけるソーシャルワークと家計相談の関係について語った。具体的には、①慈善組織協会とセツルメントにおける家計相談を担う専門スタッフの雇用、②家政学の発展(家政学校設立の要請、コミュニティとの接点)、③公的機関における家計相談の展開、④ソーシャルワーク教育における家政学の展開、⑤世界恐慌以後、ソーシャルワークと家政学の分化、の5つの段階に分けて語った。

鶴浦氏は、ソーシャルワークの創成期における支援の目的は、貧困からの脱却、生活の立て直しと自立であり、そこではクライアントの衣食住の確保や家計管理、家庭運営が支援の中心をなしていたと指摘した。すなわち、ソーシャルワークの支援の始まりは、家政学が対象とする「食」「被服」「住まい」「児童」「家庭経営」「家庭教育」そのものにアプローチしていたと語った。また、一番ヶ瀬康子(1984)が整理した日本における家政学と社会福祉学との関係についても触れ、日本においては「家政学は社会福祉学に应用可能であるもの」「家政学と社会とをつなぐものが社会福祉である」「家政学では対応できないものが社会福祉」など捉えられていたことを報告した。

3つめの家庭相談支援における課題—本人の意思・意向—に関しては、鶴浦氏は、家計は収支のバランスがとれているだけでは不十分であり、本人の生活の質の向上にも寄与することが望ましいと語った。その際には、本人の意思と意向が重要なキーワードとなり、本人の意思の尊重と本人に対する保護とのバランスをどのように図っていくのが重要な課題になると指摘した。

4つめのソーシャルワークにおける家計相談支援の位置づけについては、これまでの報告を踏まえうえ

で、鶴浦氏は、ソーシャルワークにおいて家計の問題は決して新しい問題ではないとした。そして、クライアントの生活運営そのものに関わるソーシャルワーク理論のあり方について考えていく必要があるとした。現場の方々は日々、クライアントの生活を成り立たせるための収入をどのように確保するか、どの生活資源を確保するために支出するか、その時に本人の意思・意向をどのように反映させるのかという課題と向き合っている。しかしながら、こうした実践に寄与するソーシャルワークの理論は十分に提供されていないとした。家計相談も含めた生活運営を支えるという視点からのソーシャルワークの理論構築が求められるとした。

講演後の質疑応答においては、家計相談支援の範疇、家計相談支援と就労支援の違い、社会構造的要因によって貧困状態になった場合における家計相談支援の位置づけ、家計ニーズの有無を判断する基準、自身にとって家計相談支援が必要であることに気づかせる方法、現在のシステムの中で考えられる担い手等があった。また、貧困から抜け出すことを目指す家計相談支援であるが、現行の制度における多くの矛盾を指摘する意見も出た。例えば、児童扶養手当を年4回(3ヶ月分)に分けて支給するとされていること。また、極端にいうと、生活保護者の貯金は禁じられている(ある程度の金額になると生活保護が受けられなくなる)。このことは、貧困状態から抜け出してもらおうための制度であるべきものが、その役割を果たしていないことを意味する。

「家計相談支援とソーシャルワーク」を題とした鶴浦氏の講演は、言うまでもなく社会問題である「貧困」を解決するうえで、理論的側面から示唆することが大きい。今後、家計相談支援におけるソーシャルワークの実践と理論のさらなる展開を期待しながら、本セミナー報告を終わらせて頂きたい。

3 子どもの貧困と学校ソーシャルワーク

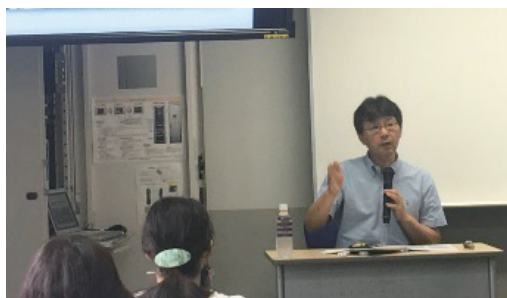
(講師：門田 光司氏)

連続セミナーの第三回目は、2017年7月15日、同志社大学良心館413教室にて「子どもの貧困と学校ソーシャルワーク」と題して行われた。久留米大学の門田光司先生をお招きしての講演に、各方面で実践を積まれている方々42名の参加を得た。門田先生はかつての炭鉱の町、筑豊に位置する福岡県立大学にスクール・ソー

小川 眞智子(大阪市立大学共生社会研究会会員)

シャルワーカー養成課程を作られ、さらに「日本学校ソーシャルワーク学会」を立ち上げられた、この分野では日本の第一人者である。

スクール・ソーシャルワーカー(以下SSW)発祥の地であるアメリカの、スクール・ソーシャルワークの歴史から入り、カナダのトロントの例や韓国の



SSW の動き方を比較対象として話の中に織り込みながら、門田先生のフィールドである福岡県や福岡市、特に重点的な支援が必要と思われる筑豊地区における学校ソーシャルワークの実態、課題、目指す方向などが具体的なエピソードを交えて語られた。

1900年代初頭のアメリカで始まった訪問教師は、子ども達の置かれている困難な状況（貧困・児童労働・教育機会等）を改善するためにアウトリーチとアドボカシーを主な活動とした。この訪問教師は後に SSW へと変わり、その活動内容も日本におけるスクール・カウンセラー（以下 SC）に近いものとなった。今の日本の SSW にはむしろ初期の訪問教師の活動が参考になると考えておられるようだ。

カナダのトロントでは専門職大学院を出たソーシャルワーカー達は専門職として NPO の専門機関に勤めるという状況があり、学校のソーシャルワーカーはそういった外部の専門機関に移行して、そこでアプローチをしてもらう。これはアメリカも同様である。

トロントの SSW は教職員組合に入っていて、組合で（労働）条件を決めるという。これは、後述する日本の SSW の身分保障や教職員との協働と関わって、筆者には興味深いことである。

韓国の SSW はカウンセリングが主になる。学校の中に子ども達の居場所を作り、そこに SSW がいる。これも日本では SC の役割に近いと思われる。

これらの先進的な取り組みをモデルとして、日本の実態に適した学校ソーシャルワークのあり方を試行錯誤されている様子が次に語られた。

福岡県における子どもの貧困率は全国平均をかなり上回る。その中でも特に石炭産業が衰退した後の筑豊地区は生活保護率も著しく高い状態で現在に至る。1950年代に福岡県独自の体制として「補導教諭」が生まれた。その活動は、家庭訪問、子どものたまり場への訪問、生活保護の事務支援、就学援助について教育委員会との交渉、非行防止会議や家庭裁判所、児童相談所との協議等で、今の SSW の仕事と類似している。学校内部に補導教諭や同和教育推進教員、生徒指導主事がいて、そこへ外部から SSW が入って支援を行う

のである。SSW の存在価値は、福祉の知識を活用するということにあるだろう。福岡ではそういう福祉の知識を持つ人が学校に入るということのメリットが次第に認知されるようになってきた。その結果、SSW は年々増員されているという。

SSW の配置形態をみると、全国調査では配置型が3割程度で多くは教育委員会から派遣される。福岡県は中学校区で拠点巡回型を採用している。派遣型は危機介入が主であるが、巡回型は校内でケース会議を開き、問題が複雑化する前に対応することによって、予防ができるという利点がある。要支援の子どもだけでなく、予防のためには要観察、要配慮の子どもも含めて学校全体を見ていく体制が必要である。福岡県を目指しているところは、これまで「外部からの支援」という位置づけだった SSW や SC を教職員の一人として体制化していく方向である。これはカナダやアメリカにおける「ホールスクール・アプローチ」と通じるものである。日本でも文部科学省が打ち出してきた「チーム学校」の実践が期待され、福岡県教育委員会として昨年からのモデル事業に取り組んでいるようだ。

生活保護率や全国学力テストの結果等具体的な事例や統計資料から、福岡県、特にその中でも筑豊地区の子どもへの学習支援や家庭への生活支援の必要性は明らかである。このように課題が明確な地域に重点的に予算や人的資源を投入してモデル事業とする。そういう地域から発信されることは説得力があり、他の地方の実践に繋がると期待できるだろう。しかしながらその予算措置については国の支出が不十分で、地方自治体が負担する部分が多い。生活保護率の高い自治体は自主財源から捻出するのは難しく、大きな課題であると話された。

質疑応答では、SSW の具体的な動き方と体制について質問があり、門田先生の目指す活動がさらに明確化された。医療福祉士や精神保健福祉士、コミュニティー・ソーシャルワーカー等、福祉に関わる職種が多様化している中で SSW と他の職種との協働のあり方についての質問があった。SSW が学校に軸足を置き、課題に応じて関係機関とコーディネートしていくという事で、福岡県の他に愛知県や京都府等との情報交流ができた。

全体を通して見えてきた課題は、「SSW の専門性を高める。有資格者が4割程である現状に対して福祉の専門家としての有用性を示す」「アウトリーチの重要性を考えると拠点巡回型が望ましいが、全国的にはまだ少数派である。早期予防の有効性を確信している

が、エビデンスが足りないので成功事例を積み上げる」
「SSW の身分保障、生活保障を獲得する」ことではないだろうか。

さらに言われたのは、「家庭、保護者に働きかけることが困難な事例がたくさんあり、むしろ子どもに働きかけ、子ども自身に生きる力をつけていくという考えが強くなってきている」ということで、この事はソーシャルワークとしては新説であり、今後議論になるであろうと埋橋先生がまとめられた。

学校の内部にいた者として筆者は「外部との役割分担と協働」の難しさと必要性の間で困惑していたが、門田先生から数多くの事例をうかがって、少し霧が晴れたようである。特に SSW と SC を「外部ではなく教職員として常勤化を目指す」というくだりで、「我が意を得たり」と嬉しくなった。共有する課題として

挙げられた「その子どもが生きていくのにどういう力をつければよいか」ということは、教育の中身である。学校教員は常に観察し、子どもと話し合いながら、提示してきているはずである。この話題から入るなら、教員との壁は消えるのではないだろうか。限られた時間に非常に多くの知見と示唆をいただいた。感謝し、お礼申し上げたい。



4 子どもの貧困と保育ソーシャルワーク

(講師：石田 慎二氏)

梅谷 聡子 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

去る2017年7月22日、同志社大学今出川キャンパス良心館にて、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター開設十周年記念連続公開セミナーの第4回目が開催された。今回のテーマは「子どもの貧困と保育ソーシャルワーク」である。帝塚山大学の石田慎二氏をお招きし、現在の保育ソーシャルワークに関する論点、石田氏自身の保育ソーシャルワークに関する疑問点について報告して頂いたあと、参加者との意見交換が行われた。

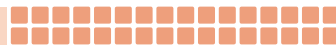
石田氏は講演の冒頭に阿部彩氏の次の言葉を紹介された。「母子世帯など貧困層の子どもの大多数は保育所に通っており、一方で、保育所はあからさまな『貧困対策』でもないでスティグマも発生しない。その意味で保育所は子どもの貧困対策の場として適している」。こうした視点が、子どもの貧困対策として保育ソーシャルワークが注目されている所以である。今回のセミナーを通して一貫して論じられたのは、保育ソーシャルワークは理論的にも実践的にも未確立な分野であり、そのことをどのように捉えて有効な支援に繋げていくかという点であったように思う。石田氏は保育ソーシャルワークの論点として、第一に、保育ソーシャルワークへの期待の背景にあるものは何か、第二に、保育ソ

シャルワークの枠組み、第三に、保育ソーシャルワークが確立するための課題、という三点を提示された。

保育ソーシャルワークへの期待の背景としては、以下の3点が挙げられた。

- ①2000年以降、子ども虐待、発達障害の子どもたちへの対応、子どもの貧困が順に社会的に注目されはじめた。保育所のみでそれらの課題に対応することが困難となり、他機関との連携の必要性が出てきた点。
- ②1990年代頃は、保育所での子育て支援の必要性が叫ばれていたが、2000年以降、「地域子育て支援事業」などにより地域やNPOで子育て支援がされるようになった。また、2015年施行の「子ども・子育て新制度」により、保育の施設は保育所に留まらず認定こども園、幼稚園へと制度上幅が広がった。初期、保育ソーシャルワークは「保育所とソーシャルワーク」という枠組みのもとにあったが、保育・子育て支援の場が、地域、保育所以外の施設に広がっている今、どのような範囲で保育ソーシャルワークを位





置づけるのが論点としてあげられる。

- ③これまで、保育士の役割は“子どもを保育すること”として制度も組み立てられてきたが、2000年以降、児童福祉法や「保育所保育指針」において、保育士の業務として、子育て支援、保護者への支援が強調されるようになってきた。また、保育所そのものも、子どもが保育所に通う家庭のみならず、保育所を利用していないがその地域で子育てをしている家庭を対象とした子育て支援の拠点としての役割を期待されている点が挙げられた。これらをふまえ、石田氏の実感として、保育ソーシャルワークという言葉は福祉分野の研究者の間では語られるが、保育現場では未だ浸透しておらず、保育現場では「保護者支援」「地域子育て支援」として、前述のような実践が行われている点が指摘された。また、貧困対策としての保育について、研究者の間で必要性が論じられている段階ではあるが、制度や指針の中には未だ反映されていない現状が述べられた。

保育ソーシャルワークの枠組みに関する論点としては、以下の4点が挙げられた。

- ①定義：保育ソーシャルワークは「保育士が行うソーシャルワーク」か、「保育・子育て支援の場で行われるソーシャルワーク」かという論点である。
- ②主体：保育士が行うのか、社会福祉士、もしくはソーシャルワークのアイデンティティのある専門職が行うのか、社会福祉士と保育士の両方の資格を有する専門職が行うのかという論点である。
- ③対象：前述の通り、保育・子育て支援の場は、今や保育所に限定されない。地域、幼稚園、認定こども園、認可外保育所、制度化されている「家庭的保育」「居宅訪問型」「事業所内保育」など多岐にわたる中で、石田氏としてはまずは「保育所」を中心として、他の保育の場にどのように応用していくかが現実的ではないかと述べられた。
- ④機能：機能として何を行うのか。「相談援助」や連携とつなぐ役割の「コーディネート」、地域社会への働きかけとして「コミュニティワーク」や「ソーシャルアクション」が挙げられた。

保育ソーシャルワークが確立するための課題として、以下の点があげられた。まず、理論面では以上に提起されたような課題について明らかにしていくことである。実践面では、支援体制のあり方について述べられた。保育ソーシャルワークを現状の保育所職員体制の中で保育士が行うのか、「保育ソーシャルワーカー」という職種を新たに設けて行うのか。または、保育所の外部、市町村等のソーシャルワーカーが担うのかと

いう課題がある。また、養成面の課題としては、保育ソーシャルワーカーの養成を、保育とソーシャルワークどちらを基盤とする養成課程で行うかという点が挙げられた。

最後に、石田氏は「保育ソーシャルワークは現場レベルで普及するかどうか」については疑問をもっていると述べたうえで、貧困対策という喫緊の課題に対しては、すでに行われている保育の現場レベルの実践を積み重ねる方向性の必要性を示した。「保育ソーシャルワーク」の理論により現場を変えることは5年以上のスパンが必要であると考えられるが、理論的な確立も課題であると述べられた。

以上の石田氏の講演を踏まえ、参加者との意見交換が行われた。とくに活発に議論されたのは、保育ソーシャルワークを行う専門職をどこに置くのかという点についてであった（図1参照）。保育所の保育士の業務量の多さや保育の場が多岐にわたる点、他機関連携のしやすさ、財政面から考え、保育所の外（市町村など）にソーシャルワーカーを配置するのが現実的ではないかという意見が多数派であった。保育所内にソーシャルワーカーが配置されるメリットとしては、ポピュレーションアプローチ（未だ問題が顕在化していないケースを含む集団全体へのアプローチ）が可能になり、予防的機能が期待できる点が挙げられた。

また、とくに前者の配置をとる場合、保育士がソーシャルワークの視点をもつ重要性や、保育士とソーシャルワーカーの連携のあり方の議論を重ねる必要性が意見としてあがった。以前、保育士として働き、現在市町村でソーシャルワーカーをされているという参加者からは「日々、子どもや保護者に接する保育士がソーシャルワークの視点を持ち、保育士の（家庭支援に関する）情報共有の仕方を強化しなければ、ソーシャルワーカーは動けない」「（自身の経験から）ワーカーになり、保育士のときには見えていなかったものがあったと思ったし、当時は何を見ればいいのか分からなかった」と述べられた。筆者は、こうした指摘から、保育のソーシャルワーク化の必要性を感じた。

子育て家庭の孤立化や、家庭に求められる子育てレベルが高まるなか、貧困をはじめとする子どもを取りまく社会問題が顕在化している現在、保育の現場では何ができるのかを考えさせられるセミナーであった。子育て支援に関わる大人たちが、子どもや子育て家庭の課題が個人的問題にとどまるものではなく、社会環境に影響を受けている（あるいは受けてきた）結果でありうるという視点を共有することが、保育ソーシャルワークの要であるようにも感じられた。



5 生活困窮者自立支援一家計相談支援

(講師：行岡 みち子氏)

田中 弘美 (同志社大学研究開発推進機構及び社会学部特任助教)



センター開設10周年を記念した連続公開セミナー「ソーシャルワークの新たな展開」の最終回が8月5日(土)に同志社大学で開催され、グリーンコープふくおか家計相談支援事業所の行岡みち子氏が、生活困窮者自立支援のなかの家計

相談支援について講演された。以下では、当日の講演と質疑応答の内容を簡単にご紹介したい。

グリーンコープでは主に九州の自治体で家計相談支援を中心とした生活困窮者自立支援事業を受託している。今回の講演は、主にグリーンコープふくおかが実施する家計相談支援に関するお話であった。

まず、家計相談支援が必要となる背景として時代背景の変化が挙げられた。手渡しだった給料が銀行振込となり、またクレジットカードの普及などにより、家計管理は昔よりも複雑になっており、それは単なる個人の無駄遣いの問題ではなくなっている。しかしその一方で、人々が家計相談支援に抱くイメージは多岐にわたるため、誤解を受けやすい事業でもある、というお話であった。そうした現状のなか、グリーンコープふくおかでは自立相談だけではなく、住宅公団や母子福祉など他の役所からも直接相談が入ってくる。家計相談支援の意義や役割を自分たちで関係機関に宣伝・アピールしていることが、多方面からの相談に繋がっていると仰っていた。

次に、相談者の状況をみると、一口に「困窮者」といっても実際には大きな幅の広がりがあることが示された。例えば、収入が高くて莫大な借金があり、滞納もあるため生活そのものの立て直しが必要な家庭や、ある程度の収入があったが退職後に年金生活となっても生活水準の切り替えをうまくできなかった家庭なども相談者のなかには存在する。

さらに細かくみていくと、借金や公共料金等の滞納が家計を圧迫する大きな要因として挙げられる。ただし、債務整理を行っても家計が成り立たない人が6割以上、障害のある(疑い含め)人が3割である。さらに、金銭的な問題だけでなく、家計困難の背景には

DVや子育ての孤立など様々な問題があることがみえてくる。また、家計相談が中心となって行っているのは、家計管理(収支の見直し)、債務整理、貸付斡旋、給付・減免・分割納付等の交渉などであるが、貸付斡旋については12%程度であり、ほとんどのケースが相談のみで解決されているとのことである。

家計相談支援において大切にしていることとして、①相談に来た人への人間理解、②「家計簿をつけろ」と言わない、③数字で「見える化」をする、などが挙げられた。①については、相談者の主体性を尊重し、アドバイス・指導するのではなく「本人が自ら決めた」という事実こそが重要であるという。②については、初回面談において本人の気づきを促しながら一緒に家計表を作る。その理由としては、身を粉にして働いている人に対して「家計簿をつけろ」とは言えない(家計簿をつける行為はそれほど「大変な」「手間のかかる」作業である)、またお金の問題は相談に来た時に速攻で攻めないで解決されないからだそうだ。③については、数字は客観的なもので本人が受け入れやすいというメリットがあるとのことであった。

最後に、家計相談支援の効果として、①生活者の現状を本人自身が把握できる、②支援者から相談者の状況、家族を含めた周りの様子・関係性が見える、③「今の生活を維持するにはいくらの収入が必要か」という視点で考え、収入増が見込めない場合は支出の範囲を具体的な数字で相談できる、④借金・滞納の問題に家計表とキャッシュフロー表(ツール)が役に立つ(返済額や終了目標が定まり、将来が見えて生活の不安が希望につながる)といった諸点が挙げられた。

以上のような報告を受け、フロアからは多くの質問が出された。紙面の都合上、いくつか絞って紹介すると、例えば設置義務の有無についてである。家計相談支援は任意事業であるが、国庫負担が4分の3である自立支援(必須事業)に比べ、国庫負担が2分の1である家計相談支援は、財政的な自治体への負担が重いことから自治体の首長が反対しているケースが多いとの内実が語られた。また、採算についても、現状では組合員がワーカーズコレクティブを作って自発的に関わっているが、生活困窮者自立支援の枠を超えて多領域に広がっていくためには、相談員の謝礼をどうする



かは重要な問題となるだろう、という見解が示された。

さらに、家計相談支援を必須事業にするべきとの行岡氏やフロアの一部の見解に対して、必須事業になったとしても実践基盤のない自治体ではうまくいかないのではないか、という声も上がった。これに対して行岡氏は、家計相談支援が役に立っているかどうかを検証するためには全国統一のデータが必要であり、そうしたデータを揃えるためにも必須事業化が重要な動きであると主張された。また必須化するとしたら、自立相談支援事業に吸収・合併されるような形（相談員の兼務など）ではなく、事業としての独立性は維持したまま、自立相談の1回目の面談からお金のスペシャリストとして同席することが望ましいという展望を示された。

以上のとおり、講演から質疑応答まで終始明快で歯切れの良い行岡氏のお話のおかげで、家計相談支援の現状と中身をよく理解することができる内容であった。行岡氏の家計相談支援事業への情熱、また長年の実践

に裏付けられた活動への自信がストレートに伝わってきて、それがフロアからの積極的な質問や熱い議論を喚起していた。

まさに「ソーシャルワークの新たな展開」に関する1つの方向性が、現実的で具体的な方法論を伴って明確に示された、本連続公開セミナーの締めくくりにふさわしい充実した講演であった。このような貴重なお話をしてくださった行岡氏に、厚く御礼申し上げます。



特集3 海外フィールドワーク報告

1 韓国におけるエイジズムの現状と残された課題

朴 蕙彬（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

エイジズムは高齢者の人権と密接な関わりがあり、その容態は多様である。その根底には高齢者あるいは老い、老年への否定的あるいは事実に基づいていないステレオタイプがあり、高齢者への偏見と差別につながる。高齢者に対する態度としてエイジズム (ageism) は高齢期における様々な問題の原因の中でも特に重要な概念である。

韓国は近年、このエイジズムに関連した学界の関心が高くなり、社会においても世代間の葛藤が顕著になるなどエイジズムが注目を集めている。これらを踏まえて、韓国でエイジズムについて研究者、活動家がどのように認識し対応しているのかを把握するとともにそこにある課題は何かを明らかにすることを目的として、海外フィールドワークを行った（2017年5月19日～5月28日）。今回の海外フィールドワークの内容は、高齢者の社会参加活動の見学と関係者への聞き取り、国際学術大会の参加を中心としたものである。

韓国では教会が社会福祉事業やコミュニティのための奉仕をはじめとする様々な活動を展開しており、高齢者が主体となって活動する団体もある。そのなかに、ソウル市にある「オンヌリ教会」の「オンヌリシルバー合唱団」がある。1997年から活動をはじめたこの団体は、高齢者（60歳以上）だけで構成された最高齢聖歌隊として知られており、コンサートの開催や集会にゲストとして招かれるなどの活動をしている。

今回は、「オンヌリシルバー合唱団」がゲストとして出演する集会とその準備の様子を見学した。メンバーのなかには、自分の社会参加活動でありながらも老後の使命として考えて活動している方、誰かのために何かをするということが自分の生きがいとなって生活にメリハリがついたという方がおられた。

合唱団メンバーの感想から、経済的な生産性とは異なる生産性（以下、新しい生産性）や存在意義が老後においてさらに大切であることを確かめることができ

た。ここでいう新しい生産性や存在意義という価値はキリスト教や社会福祉分野で語られることが多い。経済的な生産性は、それを第一価値とする場合が多く、エイジズムを生み出す価値観の一つとして考えられる。シルバー合唱団の支援担当者によると、老後において何が生産的なのかということに関してはまだ経済力に基づいた認識が強いらしい。存在に価値を置くことと新しい生産性がより多くの人に共有され認識される必要があることを感じた。

次に、国際学術大会「老化・老人に対する否定的認識と差別(年齢主義)：現実と対応方案(Joint International Conference 'From Ageism towards Anti-Ageism: Realities & Solutions')」(韓国老年学会・IAGG (International Association of Gerontology and Geriatrics)・韓国老人人力開発院による共同主催)に参加した。エイジズムをどのように認識しそれにどう立ち向かうべきなのかについて、6カ国(フランス、イギリス、アメリカ、日本、シンガポール、韓国)の研究者や実践家による報告と議論が行われた。議論においては、高齢者あるいは老い・老年への認識・意識の変革が、エイジズムに立ち向かうための対策として提案された。

韓国は、今年に実施された大統領選挙において、政治的意見が世代ごとに顕著に異なるなど世代間葛藤の

深化が如実に表れた。世代間葛藤の深化を一例とした老年期や高齢者に対する攻撃・否定などの社会現象の根底にはエイジズムが存在する。このことは国際学術大会の午後に行われた韓国老年学会(テーマ：「社会的排除と老人の生活の質」)でエイジズム関連の社会問題として議論された。また、これは老年の社会的排除につながるものであり、解決すべき課題であると指摘され、老年期の意義の再考が提案された。

今回の海外フィールドワークでは、老年期の意義と価値をどこに置くのかを考えさせられた。また、エイジズムを克服するためには、その実態と定義や概念の詳細をさらに研究する必要性を強く感じた。今後、これらの内容を踏まえてエイジズムを生み出す要因に注目してその実態を明らかにする研究を続けたいと思う。



〈シルバー合唱団の様子〉

2 中国大連市民政局社会工作課におけるフィールドワーク

遅 力榕(同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程2年)

同志社大学社会福祉教育・研究支援センターより助成を頂き、2017年9月16日から9月27日までの間、中国遼寧省大連市民政局¹⁾社会工作課においてフィールドワークを行った。

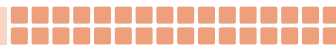
2014年、大連市民政局は社会工作課を設立し、ボラ

表1 社会工作課の事業内容

	事業内容
社会工作課	①政府による公共サービスの民間委託事業 ²⁾
	②人材の専門化(社会工作者の増加)
	③ボランティア活動の制度化・常態化
	④民政事業発展の科学化・標準化
	⑤政策提案・フィードバック

ンタリー活動にまなざしを注ぎ始めた。社会工作課は公設公営のボランティア活動支援行政機関だと言える。社会工作課の具体的な事業内容は表1に示す。

筆者は、ボランティア活動の持続的・効果的な展開に向け、役割・機能・支援方法を含む支援組織のあり方を提示しようと研究を続けている。これまでに行った中国のボランティア活動支援組織へのインタビューを通して、支援組織による資源調達するコーディネート機能が発揮されていないことが明らかになった。ところで、中国政府は2016年7月に『志願服務組織』³⁾を支持・発展するための意見(以下：『意見』)、2017年6月に『志願服務条例』を打ち出したことにより、中国初のボランティア活動における規範的な管理、権利保障、推進方法などに関する条例が定められ、能動



的な志願服務組織としてのシステムの構築を目標とすることが明確に示された。そのため、支援行政機関としてのボランティア活動支援状況の明確化を目的として、社会工作課がそれらの政策の下で、どのような対応・支援をしているのか、今後のボランティア活動の発展傾向について、社会工作課の担当者にインタビューを行った。

政策の動向に順応し、大連市は2020年までにボランティアの数を市内人口の10%に到達させる目標を定めた。そのため、社会工作課は現在、専門人材の育成、支援組織の強化を事業の中心とし、個人的な活動よりも組織的に活動を展開することを期待している。もともとはボランティア活動の展開を社区⁴⁾に依拠しつつ地域住民に近づく「ボランティア活動社区化」を求めているとはいえ、社区職員が煩雑な業務からボランティア活動支援に移行することはなかなか困難である。したがって、社区が他ボランティア活動組織とともに活動を展開することと、「社会工作者（ソーシャルワーカー）などの専門人材がボランティアを牽引しつつ、ボランティア活動を展開する」ことが今後の趨勢と言われている。実際のボランティア活動組織やそれらの支援組織が主役であり、行政はあくまでもそうした活動や組織が法律規範内で運営されているかどうかということの管理役である。

2016年に中国政府が『意見』を打ち出したあと、ボランティア活動支援機関として社会工作課は以下のような動きを取るようになった。一つ目は、福祉宝くじ公益金（中国語：福利彩票公益金）年間100万円を使い、ボランティア活動支援組織の手当てに当てることを行う。二つ目は、福祉宝くじ公益金年間8500万円を使い、公共サービスの民間委託事業を行う。三つ目は、全国ボランティア活動資源管理情報システムの使用の支援・広報・推進を行う。四つ目は、ボランティア活動に参加することでポイントがたまり、一定数のポイントになれば、大連市戸籍をもらえるという制度を行う。五つ目は、全国的に行われている優秀ボランティア・優秀ボランティアプログラム・優秀支援組織の選抜・表彰活動に、大連市内の適切な対象を国に推薦することを行う。

具体的な支援内容については、主に業務を行う場所の提供と資金支援がある。業務を行う場所の提供については、市内四区ごとに非営利組織インキュベーション・センターが設置されており、各組織が申請すれば無料でその中の一室を事務所として使用することができる。資金支援については、活動手当て、行政委託事業、税金減免処遇という支援方式で行われている。こ

の中で、もっとも重要な部分は行政委託事業である。2017年に福祉宝くじ公益金8500万円の社会福祉、社会救助、社区建設、社会問題、に関連する17プロジェクトを相関非営利組織に委託している。その一つは大連市西岗区社会工作者連合会に委託している700万円の「ソーシャルワーカー＋ボランティア社区融合」プロジェクトである。このプロジェクトは二つの目的があり、一つは、全国ボランティア活動資源管理情報システムの使い方の宣伝、もう一つはボランティアに関する知識・理解の普及である。

今回のインタビューから、大連市民政局社会工作課によるボランティア活動の普遍化、規範化に向けた事業展開の迅速さ、多様性に驚いた。行政機関の支援のもとで、ボランティア活動への参加がますます増加していきだろうと考えている。今後にはボランティア活動支援行政機関と支援組織の協働の方法に焦点を当て、ボランティア活動の持続的な展開における多様なセクターを巻き込むシステムづくりに模索していきたい。今回のフィールドワークを通して多くの知見が得られた。そうした機会を与えてくださった同志社大学社会福祉教育・研究支援センターに感謝の意を表したい。そして、今回の結果をふまえ、今後の研究に邁進したいと考える。

注

- 1) 民政局：福祉厚生に関する事業を司る行政機関である。
- 2) 中国語では「政府購買服務」と表現する。すなわち、政府が民間非営利組織による公共サービスを購買することである。
- 3) 志願服務組織（Voluntary Service Organization）とは、社会組織管理法に基づいて登録したボランティア・サービスに携わる非営利組織です。
- 4) 社区は省・直轄市・自治区の下にある都市部の街道と鎮により管理されるものであり、特別行政区を除いたあらゆる都市部に存在するもっとも基礎的な行政区画の単位である。



（於：大連市民政局、撮影日：2017年9月21日）

3 中国における医療ソーシャルワーク実践の現状

楊 孟奇（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年）



■ はじめに

筆者は中国における医療ソーシャルワーク実践の現状、特に早い段階で医療ソーシャルワークを展開し始めた上海の医療ソーシャルワークについて関心を持っている。

2012年、上海市『医療ソーシャルワーク人材チーム建設の実施意見（試行）』が發布され、ソーシャルワーカーの配置の有無は医療機関機能評価標準の一つとなった。その配置標準は、総合病院は300床－500床につき1名、小児科・精神衛生・腫瘍・リハビリ等専門病院は100床－300床につき1名である。

■ 調査機関や調査の概要

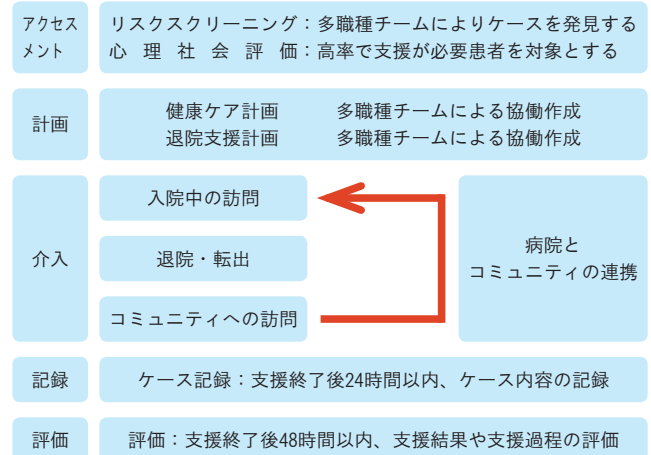
上海華東病院は医療・教育・研究を一体化した総合病院であり、1200の病床をもつ。外来患者の7割は高齢者である。本病院の医療ソーシャルワーク部は2012年6月に独立した行政部門として創設された。主任1人とソーシャルワーカー資格を持つワーカー2人がいる。医療ソーシャルワーク部は高齢者向けの医療ソーシャルワークを重点的に展開している。

筆者は8月～9月の間に、ボランティアとして本病院のボランティア活動へ参加し、展開されている医療ソーシャルワークを把握した。

■ 華東病院にある医療ソーシャルワーク実践の現状

華東病院医療ソーシャルワーク部は“三工合一”（員工－社工－义工）（病院スタッフ－ソーシャルワーカー－ボランティア）や“四位一体”（病院－コミュニティ－社会組織－家庭）の多職種協働のモデルに取り組んでいる。

〈高齢者向け医療ソーシャルワークの支援プロセスを構築する〉



現在華東病院で行っている業務としては、ボランティアチームの募集や管理、個別援助、グループ活動、コミュニティ活動である。

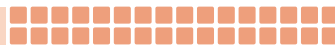
1) ボランティアチームの募集や管理

主な業務内容として、病院内ボランティアチームの募集、管理や毎日ボランティアの振り分けを担当する。約600名のボランティア（6－8名／1日）は患者たちが安心して治療を受けられるよう院内のそれぞれの場所で活動している。

〈病院内ボランティアの活動〉

外来部門	自動受付機の補助や受診流れ、院内設備の案内、コミュニティ病院から紹介された（転診）高齢者患者の付き添い等
病棟内	患者や家族と話し合いや付き添い、一人で通院の高齢者患者の検査の付き添い、車椅子移動の介助等

医療ソーシャルワーク部は、応急4C呼び出しサービスのプログラム（4C：Care、Counseling、Company、Coordination）を開発し、応急支援カード、応急呼び出し電話、等の形で展開している。外来通院や入院中に、身体的、心理的、社会的ニーズ（例えば、障害、身寄りのない患者等）を持っている受診困難の患者たちに、ケア、カウンセリング、寄り添い、コーディネート等の支援サービスを提供する。



2) 個別援助

一方、医師や病棟看護師からの依頼に応じて、問題を抱えている患者への支援も行う。また、ワーカーや実習生は病室回診に参加し、各病棟を見回り、ケースを発見する。ソーシャルワーカーの配置が普及することにより、自ら相談に来る患者も増えてくる。

3) グループ活動

グループ活動は、主に脳卒中と糖尿病と腫瘍を患う患者及び退院患者への援助活動である。現在展開されているグループ活動は脳卒中患者のリハビリ支援グループ、糖尿病患者互助クラブ、腫瘍患者及び介護者の支援グループであり、造瘻の患者を支援する患者会も検討中の段階である。

4) コミュニティ活動

病院側の医師などを組織し、周辺のコミュニティで住民に健康知識の教育や宣伝、無料診療などを行う。

■ 考察

今回のボランティア活動や調査から以下のいくつかの課題を見出すことができた。

- ①患者や病院側が医療ソーシャルワークに対する認知度がまだ低い。本病院は全ての診療科ではなく、急診科、神経内科、腫瘍科、外科、内分泌科、耳鼻咽喉科の七つ診療科とのみ情報共有、連携している。また、社工（ソーシャルワーカー）と义工（ボランティア）の役割の区分ははっきりが明確化されていない。医療ソーシャルワークを広げていくため、病院スタッフ、患者及び家族、管理側へのPRや説明を重点的に行うことが大切と考えている。
- ②ワーカーの人数が非常に不足しているため、一部の業務を実習生たちに任せている。要支援の患者数も

多いが、要支援の患者を見逃す可能性がある。ワーカーは一方的に情報を組み立て、面談から介入までの援助時間が長くなると、仕事の効率や援助効果が低下するケースがある。本病院の「平均在院日数」は最大14日であり、患者のために支援するという意識が強いが、退院までの支援が中途半端になるケースもある。さまざまな生活課題を抱えている患者に、効率的で包括的な支援を行うため、医療側などとのチームアプローチが必要であると考えられる。

- ③院内スペースに余裕がなく、面談は主に病室内や外などの共有スペースで行う。クライアント・家族のプライバシーを保護し、話し声が外に漏れないよう、プライベートな部屋の確保が重要であるとする。

- ④行政部門に所属していることから、行政の業務に多くの時間を割くことになる。入院中や通院中の患者の医療・介護の環境を整えて、患者が病院の医療を最大限活用できるように、患者さんがより満足度の高い療養生活を送れるように、そして家族の介護負担ができるだけ軽くなるように、着実に患者や家族に支援を提供するのは医療ソーシャルワーカーの本質と役割である。この専門性を最大発揮するため、業務内容の時間再分配が必要であると考えられる。

以上に述べたように、中国の医療ソーシャルワークは他職種や地域との連携不足、職場環境の不備、ワーカー数の不足や認知度の低さなど短期間でなかなか解決できない問題に直面している。しかし、政府が医療ソーシャルワークを重要視している点や、現場のソーシャルワーカーたちの高い意識より積極的に様々な実践に挑戦する熱意を深く感じた。今後、中国の医療ソーシャルワークが全面的に展開や向上し、患者の医療介護の環境の改善に力を尽くすことを期待する。

特集 4 同志社大学社会福祉学会賞を受賞して

1

このたび2017年度同志社大学社会福祉学会賞(学術研究部門)をいただき大変光栄に思います。今回受賞した拙著(『保育所経営への営利法人の参入—実態の検証と展望』法律文化社、2015年4月発刊)は、同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻における博士学位請求論文の公刊書です。博士論文を書き上げ

石田 慎二(帝塚山大学現代生活学部こども学科准教授)

るにあたっては、主査の堀橋孝文先生、副査の上野谷加代子先生、山縣文治先生(関西大学)をはじめ多くの先生方のご指導と励ましをいただきました。心より御礼申し上げます。

また、大学院の堀橋ゼミでは、日本社会福祉学会学会賞、同志社社会福祉学会学会賞を受賞されている山



村りつ先生（日本大学）、郭芳先生（同志社大学）、李宣英先生（江南大学）をはじめ多くの皆様から有益な意見をもらい、たくさんの刺激やエネルギーを得ることができました。恵まれた環境で研究ができたことに感謝いたします。

本書は、第Ⅰ部「保育政策における営利法人の位置づけ」、第Ⅱ部「営利法人が提供する保育サービスの検証」の2部構成となっています。第Ⅰ部では、戦後の保育政策を、ベビーホテル問題以前（第1章）、ベビーホテル対策（第2章）、保育所経営への営利法人の参入（第3章）、2000年以降（第4章）の4つの時期に分けて詳細に検討し、営利法人に対する保育政策は、規制から健全育成、そして参入促進へと変容していき、営利法人は否定的な位置づけから肯定的な位置づけへ、また法令上も認可外から保育所制度の枠内へと位置づけられるようになったことを明らかにしました。

第Ⅱ部では、営利法人が経営する保育所を対象とした全国調査を実施し、他の経営主体が経営する保育所との比較検討を行いました。具体的には、営利法人、社会福祉法人、公立の保育所の比較検討によって、先行研究で営利法人が経営する保育所に対して危惧されている課題は、必ずしも営利法人が経営する保育所のみの課題ではなく、保育者の経験の少なさや離職率の高さは社会福祉法人と営利法人を含む私営保育所全般の課題となっており、また保育者の非正規化は公営保育所も含む保育所全般の課題となっていることを明らかにしました。営利法人が経営する保育所の実態について実証的に分析を行ったことは、先行研究にはみられない新たな試みであり、本書の大きな特徴となっています。

さらに、この結果から、都市部を中心に依然として待機児童問題が解消されず、保育所の量的不足を補うことが政策的にも要請されている状況においては、保

育所経営への営利法人の参入自体は否定することはできないこと、つまり、政策的に今後も継続して保育所制度の枠内に営利法人を位置づけていくことが問題であるとは一概に言えないと結論づけました。

ただし、本書は営利法人の優位性を主張しているわけではありません。あくまでも、これまでの営利法人を否定的にとらえてきた固定観念自体を疑う必要性があることを示すための素材を提供したにすぎません。営利法人が提供する保育サービスの議論をみると、児童福祉法として認可を受けている保育所における議論なのか、認可外保育サービスにおける議論なのか、あるいはその両方を含んだ議論なのかという点を明確にしないまま議論が行われているために混乱をもたらしています。本書では、認可保育所という枠組みの中で営利法人の実態を検証しました。

本書の刊行後、認可保育所を経営する営利法人の数はさらに増加しており、1000か所を超えました。さらに子ども・子育て支援新制度が施行され、小規模保育施設、企業主導型保育事業などに多くの営利法人が参入しています。また、介護保険制度では、訪問介護、通所介護などにおいて営利法人の事業所数が半数を超えており、社会福祉分野において営利法人の存在は無視できない状況になっています。今後も営利法人のあり方、さらに社会福祉法人等も含めた社会福祉サービスの経営主体のあり方について研究を深めていきたいと考えています。

今回の学会賞の受賞を原動力にして、今後も研究・教育活動に専心し努力していきますので、今後ともご指導ご鞭撻下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

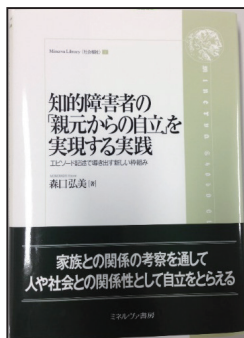


2

森口 弘美（京都府立大学公共政策学部福祉社会学科実習助教）

このたび拙著『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践—エピソード記述で導き出す新しい枠組み』（ミネルヴァ書房、2015年）に対して、同志社大学社会福祉学会賞・学術部門・社会福祉研究賞を授与いた

だきました。本書は、2012年に提出した学位申請論文を元に、その後に取り組んだ調査研究を加えまとめたものです。論文のご指導いただいた木原活信先生をはじめ、学位取得後の私の研究者としてのスタートを見



守り、支え、励ましてくださった同志社大学社会福祉学科の先生方、そして、同志社大学大学院に入学して以来、互いの研究を励まし合った同窓生の皆さんをはじめ同志社大学社会福祉学会の皆さまには感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございます。

私は大学を卒業後、身体障害者通所授産施設の職員として5年の勤務の後、同志社大学大学院を受験しました。最初の受験では合格に至らず、一浪して社会人入学の枠で晴れて大学院生となりました。福祉を学ばず実践現場で右往左往していた私にとって、大学院での学びはとても新鮮でした。一方で、実践現場での葛藤や問題意識を社会福祉の学問として取り組む難しさにもぶつかりました。私の愛用する方法論エピソード記述にちなみ、そのころのエピソードを1つ紹介します。

——それは博士前期課程に在籍していた頃のこと、いよいよ修士論文を書かなければいけないのに、なかなか論文という形にできず、当時ゼミでご指導いただいていた岡本民夫先生の研究室を訪れ相談をしたことです。私がひととおり、修士論文に向けて考えていることや難しいと感じていることをお話した後、岡本先生が思いもよらないコメントをくださいました。それは、私が話したことからいったいなぜそのようなコメントが返ってくるのかと思うほど意外なものだったので鮮明に覚えています。

岡本先生のコメントとは、「ぜひ、ノーマライゼーションを超える理論を打ち立ててくださいよ!」というものでした。私はその言葉を受けて「先生、私はノーマライゼーションを超えるより、とりあえず修士論文を書きたいです」……と、心のなかでつぶやいたのです。——

このエピソードは、私にとっては、岡本先生のスケールの大きさと、それに対する私自身の小ささが如実に表れている一つの笑い話として、長い間私の記憶に残っていたものです。生まれも育ちも関西の私にとって、“笑い話としていつでも話せるネタ” だったのですが、ただあまりにも「ノーマライゼーションを超える」というイメージが壮大すぎて、それを言葉にしてしまうと自分に何かプレッシャーがかかってくるような気さえて、これまでほとんど人に話してこなかったエピソード

でした。

このたび、同志社大学社会福祉学会の年次大会の場で表彰いただくことになり、挨拶をしなければいけないということで、このエピソードを思い出し、最初は岡本先生のスケールの大きさや、同志社大学の懐の大きさを表現するためにこの出来事をお話しようと考えていました。ところが、この場面を反芻するように思いついているうちにあることに気づいたのでした。それは、「研究というものは、それぐらいの気持ちでやるものだ」という先生からのメッセージでした。

思えば、修士課程に在籍していた頃の私は、ノーマライゼーションというのは立派な先達のつくった揺るぎのない理念で、私たちはそれに向かって研究や実践をするというようなイメージを持っていました。そのイメージが、“ひとまず現時点で正しいとされている何か” を超えるというふうに、岡本先生の言葉を起点として徐々に変わっていったように思います。そして、もちろん当時もそれ以降もそんなことは簡単にはできないまでも、「超えようとしていいんだ」「超えるぐらいのイメージで取り組んでみよう」と思えたことで、私は研究を続けることができたと思ったりしました。岡本先生が退官された後も、同志社大学には、既存のルールや正しさのなかで無難に研究するのではなく、そうしたものを超えていこうとする姿勢を許容し、頼もしいものとして応援する文化があるように私は感じています。

このたびの受賞を機に「ノーマライゼーションを超える」という言葉を思い出し、その実現をイメージしたとき、それは決して私や他の誰かが立派な理論を打ち立てるということではないと考えました。福祉研究に携わる研究者がたがいに切磋琢磨しながら、また、現場の最前線で奮闘する実践者たちとの緊張感のある協働をとおして、その先にある新しい何かにたどりついていけるのではないかと考えています。

人の幸せを願いその実現をめざす「福祉」に関わる同志たちとともに、新しい時代に求められる、新しい何かをつくっていく——そうした営みに、これからも自分なりに参画し貢献していきたいと思います。

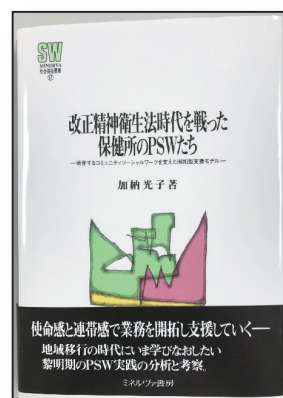


書評 1

加納光子

『改正精神衛生法時代を戦った
保健所のPSWたち
―萌芽するコミュニティソーシャルワークを
支えた開拓型支援モデル―』

(ミネルヴァ書房、2017年)



評者 渡辺 明夏 (特定非営利活動法人で・らいと／同志社大学社会学部社会福祉学科嘱託講師)

■ はじめに

地域において精神障害のある方への生活支援・就労支援及び相談支援業務を実践している評者にとって、本書は日頃の業務や実践内容を振り返り、本来求められるべき姿はどのようなものかを深く考える機会となった。そして、そのような意味で本書は評者に身の引き締まる思いをさせるものである。

さらに、精神障害者支援において PSW のどのような関わりが求められているのかを現在の、そしてこれからのソーシャルワークの担い手に投げかけるものである。

■ 構成と概要

本書は、精神障害者への差別や偏見が根強く残る改正精神衛生法の時代（1965－1987年頃）の大阪府保健所の保健所 PSW がどのように業務を開拓、展開させていったかを明らかにしたものである。

本書は、研究の目的と課題として改正精神衛生法時代の①大阪府保健所における PSW 実践の形成過程と推進要因を明らかにすること、②大阪府保健所 PSW のもつ PSW 観、業務観とその特徴を明らかにすること、③大阪府保健所における PSW 実践の特徴と背景を明らかにすること、④以上の結果を今後の地域における PSW、SW 実践に役立てることを挙げている。

本書は、序章、終章、補章を含めて10章で構成されている。以下、各章の内容を紹介する。

序章では、研究の背景と改正精神衛生法時代における保健所 PSW の実践を総括し、今後の実践に役立てるための研究であることを述べている。

第1章では、日本における精神障害者支援と、ソー

シャルワークとその業務に着目した先行研究の検討、及びソーシャルワークの用語・概念規定がなされている。

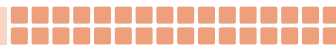
第2章では、改正精神衛生法をめぐる精神障害者施策と精神保健医療福祉実践について、事例とともに述べられている。特に、社会福祉職としての大阪府保健所精神衛生相談員の実践について述べられた第6節では、公衆衛生的側面の強い領域に、福祉的側面を導入しようとするところからくるしんどさをその記録である相談員記録をもとに具体的に述べられている。

第3章では、改正精神衛生法当時に活動した大阪府保健所の精神衛生相談員を対象に行ったライフ・ヒストリー法によるインタビュー調査について書かれている。

第4章では、大阪府保健所における地域 PSW の形成過程について述べられている。当時の大阪府保健所に勤務した PSW 4 人のインタビュー結果はライフ・ヒストリー、その他の6名はエピソードという形で、行政資料と文献を加えて示されている。その中で、公衆衛生領域に置かれた社会福祉職が、手探りのような状態で業務を開拓しながら実績を積んできた様子が具体的に語られている。

第5章では、大阪府保健所における地域 PSW の推進要因について検討され、当時の大阪府保健所の PSW たちは、「自由」に「主体性」をもって、「連帯」し、「意欲」をもって業務を行い、自分たちを「育成」する人やその機会、それらを容認する「環境」と「時代」に恵まれていたことが明らかにされている。

第6章では、大阪府保健所 PSW の業務観・PSW 観と開拓型支援モデルについて述べられている。大阪



府保健所 PSW たちの業務観・PSW 観として、不足している社会資源はつくりだす、専門職性優先、物事には迅速に対応、職場研修・教育は必要、PSW として精神科領域の病気をすることは重要、公的機関の SW としてイニシアティブをとるなどの役割があることが挙げられている。そして、当時の大阪府保健所精神衛生相談員の実践を「開拓型支援モデル」と名付け、その特徴として①個別発の支援から新しいことに向かう業務の広がりをもととする先駆性（当時のソーシャルワーク実践が先駆的であったコミュニティソーシャルワークであったこと）、②開拓がソーシャルワーク環境の開拓と社会資源やサービスの開拓という2つのベクトルを持っていること、③枠にはまらない自由があること、④さまざまな責任を引き受ける覚悟があること、⑤同職種間の連帯があること、⑥汎用性があること、の6点の特徴があると述べられている。

第7章では、地域精神保健医療福祉の現状と未来への提言について述べられている。現場のかかえる問題点として、介護保険法をモデルにした相談支援が行われる中でサービスがこま切れになり、新しい職種が増え過ぎて、本来一貫したソーシャルワークが実施され難い現状を危惧している。支援がこま切れになっていくことや、担当者がプランの作成と会議、資料作成などのデスクワークに追われていることなどを指摘している。そこでこれらの打開策として、一貫して対象者に向き合える「かかりつけソーシャルワーカー」が必要であると述べている。そして、そのためにはソーシャルワークが希薄な状況で重要となる「開拓型支援モデル」が必要であることを提言している。また、こうした状況の打開をバックアップするものとして大学のソーシャルワーク教育において豊かな感性を育てる感性養育が必要であり、卒業後のフォローも含めた大学と実践現場との密な連携が必要であると述べられている。

終章では、全体の総括と精神障害者支援においてこれまで保健所 PSW が果たした役割について述べられ、実践現場への提言として開拓型支援モデルを参考にしながら、公的機関の PSW や SW を中心としてその動きが広がっていくことが期待されると述べられ、今後の課題が提示されている。

■ 意見・感想

本書は、当時の保健所 PSW がその業務内容が不透明な中でどのように業務を開拓し展開してきたかとその推進要因についてなど、実際に活躍した保健所 PSW に対するインタビュー等により、非常に生々しく具体的なエピソードとともに評者に伝えるものであった。著者が明らかにした内容は評者だけでなくおそらく現在 PSW として働く者に対しても同様に、PSW 個人とその所属組織の期待されるべき役割について振り返る機会となり、今後の実践に活かされるものであると評者は考える。その点本書の果たす役割は大きく、転換期を乗り越え現在の実践につながる土壌を創った PSW 実践の証として今後多くの実践家の手に取られるものであると期待する。

また著者が指摘するように、現在は障害福祉サービスの細分化や求められる業務内容により、利益にとらわれずに「自由」に「主体性」をもって取り組むことに制限があることや、一貫して行われるべきソーシャルワークがこま切れにならざるを得ない状況は日頃の実践を通して感じる場所である。評者は、著者が述べた開拓型支援モデルを活かしたかかりつけソーシャルワーカーの配置は精神障害のある方にとって地域で暮らすための安心感につながるものであると感じる。そして、障害福祉サービスの変更や入退院などその方の状況が変わってもトータルでかわり続け、著者が明らかにした「枠にはまらない自由」と「さまざまな責任を引き受ける覚悟」をもって実践できる存在としてかかりつけソーシャルワーカーの配置を期待したいところである。そのためには、現行の報酬制度の改善や公的機関への専門職採用を増やすなど諸制度の改正が必要となる。

改正精神衛生法時代を戦った保健所 PSW がさまざまな困難の中で業務を展開したように、これからの PSW も開拓型支援モデルのエッセンスにあるように、ないものはつくりだす開拓性とさまざまな責任を引き受ける覚悟と連帯をもって、本来のソーシャルワークによって精神障害のある方の生活を支えるための仕組みを創り上げていく使命があるように感じられた。

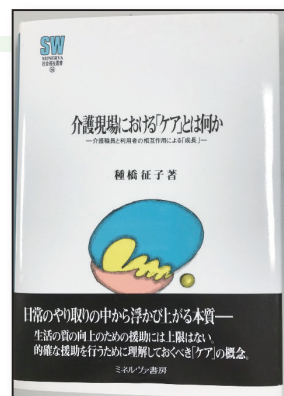


書評 2

種橋征子

『介護現場における「ケア」とは何か —介護職員と利用者の相互作用による「成長」』

(ミネルヴァ書房、2017年)



評者 梅谷 聡子 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

本書は、著者が研究と介護老人福祉施設での実践を両立させつつ11年の歳月をかけて書き上げた博士学位論文をもとにした労作である。現在、児童福祉施設で実践をしながら博士後期課程に在籍する筆者にとって、本書は、その研究スタイルに学ぶことが多いだけでなく、著者が本書を通して描き出さんとする、職員と利用者のかかわりの息遣いに非常に共感するのである。

1990年代末に始まる社会福祉基礎構造改革から介護保険制度施行という、日本の社会保障の転換期を、著者は介護老人福祉施設のケアマネージャーとして迎えた。ケアの現場に市場原理が導入され、ともすればケアが商品あるいは道具的な行為としてみなされる状況を著者自身が肌身で感じながら、そもそも「ケアとは何か」を問うことからこの研究は始まる。したがって本書は、「制度・政策レベル」または「臨床的・技術レベル」のケアの根底にある社会福祉援助の理念、思想にあたる「哲学・思想レベル」のケアの概念に着目している。

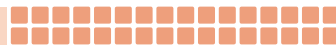
以上の背景から本書では、「ケア」に関する文献検討をふまえ(第1章、第2章)、①介護老人福祉施設の介護職員と利用者の互いの関わりにおける認識から、両者の間で展開される「ケア」の概念を明らかにし(第3章～第6章)、②その結果を用いた研修プログラムを受けた介護職員の感想や認識の変化から、介護職員が「ケア」の概念を理解する意義(第7章)と、③介護職員にとって負担が少なく取り組みやすい「ケア」の概念の教育、研修方法及びその課題を考察する(第8章)ことを試みている。

本書の特長は、介護老人福祉施設の職員と利用者へのインタビュー調査に基づく考察である。本書では2つの調査が用いられているが、聞き手である著者がワーカーであることにより利用者や職員が語ることができたともいえる現場に接近した内容となっている。ここ

で明らかになっているのは、介護老人福祉施設で繰り広げられる利用者と職員の関わりの「相互作用」である。とくに、これまで「ケアされる人」として位置付けられてきた利用者の「ケアする人」としての実態を明らかにした点が独創的である。

本書では、退勤する職員に利用者が「気をつけて帰らなあかんよ」と《気遣う》場面や、疲れている職員を自分の部屋で休ませるといった利用者が職員を《護る》姿が明らかにされた。このように、利用者が介護職員の痛みや若さといった「脆弱性」に反応し、「年長者として」介護職員をケアすることを契機に、自分のこれまでの人生を吟味し自分自身に統合させることで、利用者自身が「成長」としていると筆者は指摘している。すなわち、利用者にとってケアによってもたらされる「報酬」が、単なる与えられる行為や物質的なものだけにとどまらない、他者との相互作用による精神的な「成長」であることが描き出されている。

ここで、僭越ながら筆者の意見を述べたい。それは、ケアにおける「成長」という概念を用いた場合、本当に「自己に対して明確な認識を持つことが難しい」人へのケアの意義を示すことができるのかという点である。本書ではケアによって促される「成長」という概念に着目している。「ケアすること」による「成長」を定義したのは米国の哲学者メイヤロフである。著者は、「自己決定」等を含むメイヤロフによる「成長」の概念が「自己を明確に認識し、維持することが困難な人は『ケア』による『成長』は望めないことになりかねない」と批判的に検討している。したがって、本書では「成長」を「他者による全人的な受容などによって絶対的な安心感を得て、こだわりや不安から開放されること」と定義している。本書では、認知症や終末期にありコミュニケーションが困難な利用者の「成長」を、「ケア」の関係性から「自他の存在のかけがえな



さへの気づき」、互いに「良好な状況に向かう変化」と述べ、自己意識の有無を人格の基準としたケアの相互作用のあり方を乗り越えることを試みている。

ここでの疑問点は、コミュニケーションが困難な利用者にとっての「成長」や「良好な状況」を援助者の主観において本当に理解しうるかという点、そして、もはや感覚のない者（亡くなった人など）へのケアをどのように捉えるべきかという点である。他者である限り援助者の見立てる「良好な状況」と利用者のそれとは常に同一ではない。利用者が一方的に見立てる「成長」である場合、それは「ケア」というより「正義の倫理」としての関わりが強いとはいえないだろうか。この点に関して、クーゼの「すべてのケアは本質的に『善』なのか」という指摘に十分に答えているだろうか。筆者は、成長があるか否か、善悪に関わらず、他者の存在そのものがケアという行為の発露であり、ただし専門職としては、ケアの関係においても完全には

“つながれない”利用者の他者性に自覚的であることを前提として、他者との“つながり”への気付きが求められるように感じている。

さいごに、「信頼関係」「受容」「連携」「やりがい」「葛藤」など、社会福祉研究は実践が基盤にあるにもかかわらず、時々、抽象的できれいな言葉でまとめられ、人が生きる現実から乖離してしまうことがあるように考える。筆者もこの魅惑的なケアのリアリティを明らかにする研究をしたいと常々感じるところであるが、本書は、ケアという抽象的な概念の内実を利用者や職員へのインタビュー調査を用いて明らかにすることに成功している。今回、本書では「制度・政策レベル」のケアについては言及されなかったが、今後、著者のようにケアの概念を研究した研究者による、『ケア』の概念を基盤とし、それが実行できる」社会保障制度・政策の提言を期待したい。

書評 3

李善恵

『賀川豊彦の社会福祉実践と思想が韓国に与えた影響とは何か』

(ミネルヴァ書房、2017年)



評者 金 松美（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

■ はじめに

社会福祉学は他の社会科学の諸領域と比べ、価値や思想と密接する学問である。これは価値や思想そのものが、社会福祉の実践において重要であることを意味する。社会福祉実践とは対人サービスにおいて価値と目的を実現する方法や行動である。それ故、実際に活動する主体である実践家がどのような価値や思想を持っているかが重要である。本書は日本において、牧師・社会運動家・作家として知られる賀川豊彦の活動の根源にある思想、隣国の韓国に及ぼした影響、彼から影響を受けた韓国の実践家の活動、彼に対する韓国における評価などについて考察を試みている。

■ 本書の構成と概要

本書は、キリスト教の思想に基づいた賀川豊彦の社会福祉実践と、彼が韓国に及ぼした影響について述べている。

まず、序論では賀川の評価について説明している。牧師・社会運動家・作家である賀川は幅広い分野で活躍した人物として高く評価される一方、共産主義者・悪魔などの否定的な評価もされている。実際、彼は日本より海外の方でその業績を高く評価されているが、日本で彼と海外とのかかわりについての研究がなされていないという疑問が本書の出発点である。

第1章は、賀川が実際にどのような活動をしたのか、それが社会福祉分野においてどのような意味があるのかについて検討している。賀川は伝道だけではなく、スラム街で貧しい現実におかれている貧民のニーズに

応じる事業を展開することによって、真のキリスト教徒になりうると考えた。彼は、魂の救いのため、伝道に加えてこの世で生きている間の健康な生活が保障される「肉の救い」のための、より具体的な社会福祉実践に力を注いだ。特にここでは、賀川の著作の中で最も地名度の高い『死線を越えて』を取り上げ、多くの人に影響を与えた彼の思想について論じている。

第2章では、賀川と韓国とのかかわりがどの程度あったのかを明らかにしている。特に、賀川の臨死という経験と韓国まで至る経緯や訪韓歴を述べている。彼は、韓国における「朝鮮キリスト教連合会」の結成をきっかけに、韓国での知名度を高めた。以降、様々な記事や書籍に彼の名や活動が取り上げられたことから、その後も韓国社会で関心を集め続けた。

第3章では、賀川に関する資料として残されているチャンシフ張時華編の『賀川豊彦先生講演集』を中心に、賀川が韓国でどのような活動を行ったのかを検討している。1939年、韓国で行われた賀川の講演の6つの内容を紹介しながら、それを聞いた韓国人の聴衆の様子を説明している。講演を聞いた人々が感動や尊敬心を抑える事ができないくらい、日本人である賀川の講演は韓国人の聴衆の心に訴えるものが多かったと記されている。

また第3章に続き、賀川の講演や著作から影響を受けた韓国人を取り上げ、具体的にどのような影響を受けたのかを第4章で論じている。特に、賀川の実践や思想に大きな影響を受けて、社会福祉の実践を志した3人の先駆者—障害者教育の李永植、農村運動の劉載奇、社会福祉教育の金徳俊—を中心に賀川とのつながりや社会福祉への関連性について述べている。

現在、韓国においては賀川に関して賛否両論が存在する。彼への批判的評価の背景として、キリスト教社会主義における韓国キリスト教界と賀川の認識の差異、当時の政治的な潮流に妥協しようとした彼の姿勢が指摘される。しかしながら、彼はキリスト教界では「愛の実践家」として、また、社会福祉分野では「社会事業の実践家」として捉えられている。

■ 本書の意義と感想

一つ目は、賀川の思想が実践までつながっていることである。賀川は非常に先進的な考え方をもっていた。救民より防民を目指した事業、社会に無関心な当時の教会を批判したことなどは現在の社会福祉実践と教会が目指すべき方向にも通底する。特に、彼にとっての「良い事」が最初は「救霊」の伝道活動であったが、10年後にはスラム街の貧民の「痛みやニーズに応じること」に変わった点は興味深い。それにより賀川は、

子どもが自由に遊べる環境を作るために教会を開放し、また日曜学校での児童の教育活動を行った。このような考え方は現在の社会福祉実践と教会に大きな影響を及ぼしていると考えられる。しかし現在の社会は教会に子どもの遊び場や教育の場を求めている訳ではない。教会に行かずと十分に楽しく遊べる場所や教育施設などの社会資源が充実してきた。こうした中で、韓国における賀川の思想に基づく現在の教会の役割、そして子どもや弱者の権利・ニーズに応じるとはどのようなことであろうか。

二つ目は、社会福祉実践者や教会のあり方の提示である。賀川は貧民救済事業、組合運動、セツルメント事業などの「社会運動」と、百万人救霊運動、神の国運動、新日本建設キリスト運動などの「宗教運動」を行った。賀川は、キリスト教が他の宗教と異なる3つの要素について、生命、我（人格）、救いであるとまとめている。彼は十字架によって救われ、神様から与えられたの生命で、人の生命を救済する役割を果たしていくために社会福祉実践を行った。しかし、一般的にキリスト教に基づく社会福祉実践というと、そうではない社会福祉実践—例えば、仏教に基づく社会福祉実践、イスラム教に基づく社会福祉実践、宗教の基盤がない社会福祉実践など—との違いが何かを考えがちである。例えば、社会福祉という土壌でキリスト教という種、仏教という種、イスラム教という種、宗教の基盤がない種を植えたとしたら、それぞれの種から社会福祉実践という木が成長し、実をむすぶ。その時、各々の木でむすばれた社会福祉実践という実は、植えた種の種類による差があるのだろうか。もし、差があるとすれば、どのような違いが見られるかという疑問が浮かんできた。キリスト教に基づいた社会福祉実践について著者が思う定義について具体的な説明があれば、キリスト教に関するバックグラウンドがなくても、賀川の「キリスト教に基づいた」社会福祉実践の業績や思想を理解しやすかったのではないかなと思う。

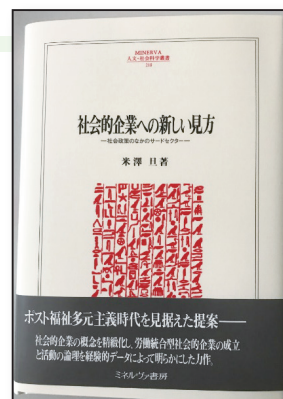
■ おわりに

最近の社会福祉実践では「共生」という言葉がキーワードになっている。教会で「イエスが愛したように、私たちお愛し合う。その愛の中で枝となる時、多くの実をむすぶ」との讃美歌を歌った記憶がある。その讃美歌の歌詞が賀川が志向した共生ではないだろうか。その賀川の思想や実践が日本国内、また海外ではどのように現代に継承されているかなどについての今後の研究を期待する。

米澤 亘

『社会的企業への新しい見方
—社会政策のなかのサードセクター—』

(ミネルヴァ書房、2017年)



評者 南 友二郎 (同志社大学研究開発推進機構及び社会学部特任助教)

■ 本書の目的と構成

本書は、サードセクター、とりわけ社会的企業（以下、SE）の新たな捉え方を示した上で（第Ⅰ部：第1章～第3章）、生活上の困難を抱えた人に就労の機会あるいは社会参加の機会を提供する、労働統合型SE（以下、労統SE）の成立と活動の論理を明らかにする（第Ⅱ部：第4章～第7章）ことを目的としている。

以下、各章の概要を記すこととする。

■ 各章の概要

第1章では、社会政策研究にとって、SE含むサードセクターの重要性が高まってきた2つの理由として、第一に現金給付に比した、サービス給付比重の増加があり、第二にその結果、サービスの生産・供給における多様性が増したことがあるとする。その上で、サービスの生産・供給において増す多様性を把握する方法の提示が必要であると主張している。

第2章ではまず、組織や組織形態を慣習的、制度的基準から「いくつかのセクターに区分すること」と、セクター区分された組織や組織形態を、「何らかの性質に関して同質性がある」と想定することとを切り離れた、「弱い境界区分」を基盤とすべきだと主張される。その上で、市場や国家以外（宗教、コミュニティ、専門職など）の制度固有の秩序や合理性における多様性を認める「制度ロジック・モデル」が、価値規範の多元性把握を可能にすると主張する。

次に、SEの把握方法（「対象特定問題」の解決法）が、第3章で提示されている。その方法とは、人びとによる意味づけ（「一次理論」）によって分類された組織形態を対象にして、研究を推進するものである。この「対象特定の制度的アプローチ」によって研究対象を明確にし、SEの成立要因（「起源」）、果たしてい

る機能（「行動」）を明確化することで、研究意義がより生まれるとする。

第4章では、労統SEの「起源」に関して、その概念が就労支援政策として、2013年度成立の生活困窮者自立支援法にて明確に導入されたことが論証される。その上で労統SEの「業界」としての正統性が高まりつつあるとする。具体的には、団体間相互作用が増大し、また、社会における情報量も増大していることが主張されている。

第5章では、労統SEが、2つの法制度におけるSEの規定分析でも、事例研究2次データ分析でも、支援型（支援付き就労機会の提供による一般就労移行を志向）と連帯型（対等性を強調し、継続的就労を志向）とに分類され得ることがまず論証される。その上で、労統SEの活動論理としての社会性には、専門職ロジック（支援型）や民主主義ロジック（連帯型）との多元性が存在していることが指摘される。

第6章では、支援型SEにおいて、組織内部の支援部署と外部支援機関からの二重の支援による就労機会の提供実態が、まず明らかにされる。その上で、生計を成り立たせるだけの所得保障という課題はあるが、支援の中で専門職（社会福祉）のロジックと市場のロジックの対立を調整することによって、最低賃金以上で就労する人びとが事業所内で多く存在する状況を創造していることが、論証されている。

第7章では、連帯型SE従業員に対するヒアリング調査からまず、事業所が就労困難者に対する参加保障機能、一方で、自発的就業者に対するやりがいある職場の提供機能を保持していることが明らかにされている。その上で、民主主義のロジックと市場のロジックとのバランスをいかに保つかが事業運営上必要であることが指摘されている。

■ 本書の意義と課題

本書の大きな意義は、SE 研究者の全てがこれまで解決の困難性にぶち当たってきたと思われる問題、一言でいえばブラックホールの解明に果敢に挑み、SE 研究の進展に向けた具体的分析枠組みの提示という理論的貢献である。

SE 研究のブラックホールとは、「何をもって」SE と見なすのか、また、「どうやって」多様な SE と他セクター（国家や市場）との立ち位置の違いを明確化できるのか、ということである。本書が、そうした問題以前に、そもそも SE に存在する規範は多元的であり、他セクターとの境界線も可変的であることを基盤とすべき（「弱い境界区分」）だと理論的に論証したことは、これまで当然のこととして想定されがちであった前提を変え得るものである。

その上で、活動に関わる人びとがその活動を SE だとする認識をもって研究対象とする（「対象特定の制度的アプローチ」）ことで、「何が SE なのか」という課題への応答も一定程度可能になったと考えられる。そして、その活動や事業体の成立の論理そして行動の論理を、市場、国家、宗教、コミュニティ、専門職、企業、民主主義といった、多様なロジックの組み合わせによって可視化できることは、多様な SE の立ち位置理解が進展するであろうし、先進的な SE 実践を対象とした実証研究を積み重ねることで、SE 全体としての広がりやその特性が鳥瞰でき得るのではないかと

考える。

次に、本書の課題と思われる2点について述べる。

第一に、制度ロジックと実践を区別する必要性がよく理解できなかったことである。制度ロジック概念は、実践のリアリティの中から紡ぎだされたものではないのか。そうでなければ、実践に根差さないものを発見的な概念とは主張できないであろうし、ロジックが絡み合う実践の内実には注意を払えるとは考えにくい。

第二に、支援型 SE では専門職と市場のロジックが、連帯型では民主主義と市場のロジックが活動論理だとあるが、そうではなくて、市場、専門職、民主主義という3つのロジックの均衡の違いではなからうか。専門職であるなら自己決定を基盤に支援を行う必要がある（支援型）、意思疎通に課題を抱える人の場合には専門職としての支援が必要となる（連帯型）。とすれば、活動に際して支援型であれば「より」専門職のロジックが、連帯型では「より」民主主義のロジックが働くという主張であるべきではなからうか。詳細な調査データあるいは分析結果があれば、より理解が進んだと思われる。

最後に本書は難解な書物ではあるが、SE やサードセクター研究者、社会福祉領域において自立を考える人びとにとって、様々な示唆があり、その意味で必読の書である。評者自身、困難に感じていた研究上の課題解決の糸口を頂戴でき、改めて研究への意欲が湧いてきた。

書評5

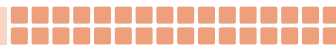
レナ・ドミネリ著、上野谷加代子・所めぐみ監訳 『グリーンソーシャルワークとは何か —環境正義と共生社会実現— (ミネルヴァ書房、2017年)



本書はレナ・ドミネリ氏の訳本である。グリーンソーシャルワークとは、著者が掲げるソーシャルワークの新しい実践モデルであり、今後世界各地のソーシャルワーカーが取り入れるべきものとして書かれている。ソーシャルワーカーなどの福祉の専門家にとってこの

評者 松川 杏寧（人と防災未来センター主任研究員）

本は実践の際の武器となり、これからソーシャルワークを学ぶ者にとってはその本質と向かうべき先を示す道しるべになり、私の様に福祉について無知なものにはそもそもソーシャルワークとは何かを示し、我々人類が問題を乗り越えるために社会性をもって存在する



この意味を改めて考えさせてくれる本である。本書は序章、第1章から第8章、終章の10章からなっており、それに加えて監訳者らによる講演録も追加されている。各章にはソーシャルワーカーが、世界が直面している様々な課題の歴史的な流れと、それらの課題に対してソーシャルワーカーが何を行えるのかが、具体的なケーススタディとともに綴られている。

序章は、なぜ著者がグリーンソーシャルワークというモデルを考え掲げるに至ったのか、その道筋と、これまで開発されてきた様々なソーシャルワークのモデルとグリーンソーシャルワークがいかに異なっているのかが示されている。個々のケースワークに終始し、解決すべき課題の根本原因として不平等や環境変動などの構造的な課題があることに気付いたとしても、指摘するにとどまり社会全体の変革を促すような取り組みがなされていないことがこれまでのソーシャルワークの課題であり、これに解決するのがグリーンソーシャルワークである。

第1章は、ソーシャルワークの歴史的な成り立ちと、その成り立ち故に存在が弱体化してしまったことを示し、ソーシャルワーカーが専門職としての自信と影響力を取り戻すためのモデルとしてグリーンソーシャルワークを掲げている。ソーシャルワークはその出発段階から、ケアと管理の矛盾と対立を抱え、課題の個別性からケースワークの実践を主眼に置き、その実践には政府や資本家の助成に頼っているという依存的な性格を有している。この依存性から社会全体の不平等や構造的な改善の実施ができず、ソーシャルワークは弱体化している。これを解決するために、グリーンソーシャルワークが必要となる。グリーンソーシャルワークとは、ソーシャルワークを実践するためのホリスティックな形態のことで、地球規模で人類が抱える課題を俯瞰的に見ながらケースワークの実践を通じて、すべてのステークホルダーの参加によって社会を誰にとってもより良いものにするための活動を行うことで、「他人をケアする義務と他人からケアされる権利の両方を広く行き渡らせること」と定義されている。

第2章から第7章までは、産業化、公害、環境変動、気候変動、エネルギー問題、大規模人口移動、自然災害、社会的排除、天然資源や国家間紛争など、世界が抱える様々な課題の歴史的な流れと、それぞれの課題における具体的な事例から、ソーシャルワーカーがどう関与し、何を行うべきかを示している。これらの課題はすべて連環している。人間社会の発達と産業化の波によって、気候変動や人口移動、災害が多発し、新自由主義的な活動によって政府や大企業のアカウンタ

ビリティは欠如しており、その結果として富やリスクは不平等に分配されている。これらの課題が人々を分断し対立させている。この世界全体の構造的な問題によって、もっとも直接的かつ強力に影響を受けるのが周縁化された人々であり、ソーシャルワークが支援の対象としている人々である。ソーシャルワーカーは、課題解決ためにステークホルダーを連帯させる必要があり、その調整役・仲介役となるべきである。解決策は武力ではなく対話によって模索されるべきで、その模索の場に、もっとも影響を受けるにもかかわらず排斥されがちな地域住民が加わるよう働きかける必要がある。そのためにソーシャルワーカーに求められる技能は、専門的な知識や用語を理解可能な言語へ翻訳し、対話と協働によって得られた新たな解決策をより大きな枠組みで実行するために試作方針を変更するためのロビー活動を行うことである。ソーシャルワーカーは様々なリスクについて評価し、仲介者として人々の好悪同を支援する必要がある、その際すべてのステークホルダーのニーズを考慮したホリスティックなアプローチが求められる。この場合のホリスティックには地域や国などのエリアとしての広がりだけでなく将来のニーズやリスクを考慮する長期的な視点も含まれている。

第8章では、ソーシャルワークの実践において、多文化を理解した働きかけの重要性と、そのためにはマクロ・メゾ・ミクロの各レベルでの活動方法の開発が必要と示されている。ただ調整を行うだけでなく、考え方や価値観、精神性についても配慮し、人々が暮らす環境や動植物との共存・共生についても考慮し、持続可能な活動方法を模索する必要がある。

終章でグリーンソーシャルワークは、世界の人々、植物たちや動物たちとの間にある相互依存性や連帯性に根差した、物質的資源を持続可能な方法でかつ平等に活用し、すべての人と地球のウェルビーイングを保持し高めるような、持続可能なライフスタイルを可能にするモデルと改めて定義されている。様々なレベルで介入し、押し付けでなく人々をエンパワメントすることで、社会全体を変革していくことがソーシャルワーカーには求められている。

前述のとおり、本書が扱っている様々な問題は連関しており、第2章から第7章までの議論は、違う事例に基づいているものの繰り返して同じ指摘を繰り返している。巻末の講演録によって、日本におけるソーシャルワークとの関係性や、著者の考えについて整理されている。

本書を読んで福祉の専門家ではない立場でまず最初に感じたことは、著者が考えるソーシャルワークの可

能性と責任の大きさと重さである。繰り返し述べられているグリーンソーシャルワークの根幹ともいえるべきホリスティックなアプローチを実践するには、本書に書かれた様々な地球レベルでの問題の連環とそれらの問題に関する科学的根拠について、他者に説明し理解してもらえるだけの知識と技術が、ソーシャルワークのもっとも重要な技能である、対立する他者の間や様々な専門家をつなぐ調整・仲介するネットワーキング技能に追加する形で求められている。これらを実践できるようになれば、著者が言うように法律家や医師に負けないほどの地位を、確かにソーシャルワーカーは得られるであろうが、ハードルが高すぎはしないだろうかと感じたのである。しかし、元来災害が多発する我が国日本において、すべてのソーシャルワーカー

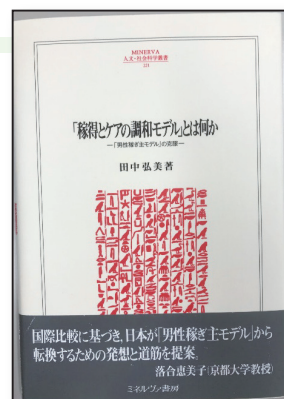
がグリーンソーシャルワークを実践できるようになればこれほど心強いことはない。そう考えれば、超高齢化社会に突入し、日常の生活や福祉が行き詰まりつつある状況で、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生におびえながら暮らす我々にとって、このグリーンソーシャルワークが示すホリスティックな考え方、地域や世代を超え、将来的なリスクやニーズにも目を向け、長期的かつ持続可能な課題解決方法を模索するというアプローチは、ソーシャルワーカーという専門職だけでなく、むしろ市民全体で共有すべきものではないだろうか。自身の住む社会がより良い社会になるよう努力することは、全人類共通の権利であり義務である。本書はこの権利と義務のために活動するすべての人に向けられた叱咤激励であると感じられた。

書評 6

田中弘美

『「稼得とケアの調和モデル」とは何か —「男性稼ぎ主モデル」の克服—』

(ミネルヴァ書房、2017年)



評者 小西 洋平（京都大学大学院博士後期課程）

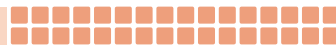
本書は、同志社大学大学院社会学研究科に提出された博士学位請求論文『「稼得とケアの調和モデル」の実現に向けて—国際比較と移行経路—』に加筆修正が施され、2017年にミネルヴァ書房から刊行された。博士論文が基になっているということもあり、著者が4年間にわたってジェンダー、家族、ケアをめぐる問題意識を深化・拡張させながら、細心の緻密さをもってこれまでの研究蓄積を乗り越えようとする意欲に突き動かされた極めて挑戦的な研究書となっている。

本書の目的は、日本が抱えているもっとも重要な課題の一つである「男性稼ぎ主モデル」は「どのようにして」克服されるのかという問いに答えることである。特筆すべきは、この「どのようにして」という疑問詞を「どのような社会システムで《規範論》」、「その社会システムは、どのような政策で《政策論》」、「その政策は、どのようなプロセスで《動態論》」という3つ視座を連動させながら「男性稼ぎ主モデル」克服の問

題に答えているということである。

上記のような目的を達成するために、第1部『「稼得とケアの調和モデル」の実現方法—欧州6か国の比較—』第1章では本書の方法論的核となる「規範論・政策論・動態論の連動」について明らかにされる。規範論、政策論、動態論はそれぞれ、これまでの先行研究において、規範論アプローチ、レジーム／モデル類型化論アプローチ、経路転換論アプローチに大別されるが、各アプローチに一定の蓄積があるもののそれらの結びつきや枠組みの活用等が不十分であるがゆえに、本書の独自の方法論として3アプローチの連動に加えて、特に「政策」と「実態」を峻別することによる政策論の純化という仕方での規範論、政策論、動態論が相互につながる理論枠組み構築という方法が挙げられる。

第2章では、本書のタイトルともなっている「稼得とケアの調和モデル」が検討される。「稼得とケアの



調和モデル」とは著者の定義によれば、「ジェンダーにかかわらず、稼得とケアの調和をはかりたいという個人の主体的な選択・実現を支援する社会・生活保障システム」である。このモデルは、第1にケアを「就労への障壁」ではなく「人間の基本的ニード」として捉える点、第2に女性だけでなく男性も重要な主体として含める点、第3に男性のライフパターンを女性に近づける実践戦略という点で、我々が目指すべき社会・生活保障システムには「稼得とケアの調和モデル」の採用が妥当であるとされる。

第3章では、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、フランス、オランダ、イギリスの6か国の国際比較を通じて、「稼得とケアの調和モデル」の3つの政策理念型が新たに提示される。それは、「タイプⅠ：連続就労・公的ケア型」（スウェーデン）、「タイプⅡ：断続就労・（選択的）家族ケア型」（フィンランド、ドイツ、フランス）、「タイプⅢ：柔軟就労・共同ケア型」（オランダ、イギリス）である。

第4章では、上記の政策理念型を統計データから得られた「実態」との照応関係が分析される。その結果としては、各国の母親就業の現状は3つの政策タイプと概ね合致していたが、欧州諸国においても政策理念型が想定しているほど性別役割分業の大きな変容には至っていないということであった。

第Ⅱ部『「柔軟就労・共同ケア型」への移行—《動態論》イギリスの事例から探る—』へと移行した第5章では《動態論》として、なぜイギリスは「北欧型」ECECへと移行しなかったのかについて労働党政権下におけるECEC政策の展開過程から明らかにされ、第6章ではイギリスがいかにしてタイプⅢに向かう経路を取ったのかについて「柔軟な働き方」制度の法制化の過程から分析される。

本書のオリジナリティの基盤を成す《規範論》、《政策論》、《動態論》という3つの視座を連動させた包括的アプローチは、これまで分断されていた各アプローチを横断的に連結させることを可能とし、そして新たに提示された「稼得とケアの調和モデル」の3つの政策理念型は、移行経路分析に新しいカテゴリーを与えたという意味で非常に学術的価値が高いものであると同時に、門外漢の評者にとっては「男性稼ぎ主モデル」克服に関する研究を網羅的に学ばせていただいた。しかし、さらなる発展と深化のきっかけとなればと願い、いくつかの疑問と課題を提示させていただきたい。

まず第1点目に、本書の方法論的核となっている《規範論》、《政策論》、《動態論》という3つの視座の連動だが、各視座の結びつきの強度に差があり、その連動

が最大有効化されていないように思われる。最初に、《規範論》と《政策論》との結びつきは、方法的に純化された政策理念型（第3章）とは照応関係が明確で非常にわかりやすいが、《政策論》の「実態」（第4章）において《規範論》の果たす役割と限界が理想と現実の単なるギャップとして置き去りにされているように思われる。特に「稼得とケアの調和モデル」においては、「ジェンダー間の役割の均等性」よりも「個人における役割の兼任性」を重視しているがゆえに、個人の背景に存在する社会文化的価値観や家族観（とりわけ、性別役割分業に対する考え方や慣習）がそのまま家族内におけるジェンダー間の無償労働の割合に直結しやすく、現にオランダ、イギリスでは母親の無償労働時間が相対的に高くなっている。したがって、「稼得とケアの調和モデル」が「実態」の中で規範的モデルとしてどの点でどれだけ有効であるかと同時にその限界性も積極的に示しながら、そのモデルから零れ落ちる論点（上記の例では、「ジェンダー均等」）に対する補完的対策の必要性にも目が配られるべきである。次にイギリスの事例から析出された《動態論》と《規範論》・《政策論》との結びつきについてだが、イギリスが「北欧型」ECECには移行せず、「タイプⅢ：柔軟就労・共同ケア型」へと移行したという《政策論》と《動態論》の結びつきはクリアカットだが、「変革」の論理を担うべき経路転換論アプローチ（動態論）が《規範論》と消極的にしか結び付けられていないように思われる。その背景として、イギリスには「教育・保育・福祉の分立」と「父親のケア役割」という論点の欠如（暗に「母親」を主な対象者に想定しながらの「ジェンダーニュートラル」な文脈）という阻害要因が存在しているがゆえに、イギリスが「タイプⅢ：柔軟就労・共同ケア型」に位置づけられるとしても、イギリス・モデルは、ケアを「人間の基本的ニード」として捉え、かつケア役割に女性だけでなく男性も重要な主体として含めるという規範的モデルとしての「稼得とケアの調和モデル」とはかけ離れた妥協的なモデルであるということにならないであろうか。ともすれば、「稼得とケアの調和モデル」にはイギリス・モデルに象徴される妥協的モデル、ジェンダー均等を取り入れたファウーエッフィンガー・ゴニックとメイヤーズ・モデル、フレイザーとセインズベリーを踏襲した田中モデルという普遍性の観点からの段階規定が必要なかもしれない。この段階規定が有効であるかどうかは評者の見識を超え出るものではあるが、もしイギリス・モデルが妥協的ではなく「段階的」だとすれば、より普遍的なモデルへの移行の萌芽を見い出せるのは《動態論》

の中に《規範論》がより積極的に持ち込まれた時であるように思われる。

次に第2点目は、疑問よりかは提案に近いが、第5、6章で展開される《動態論》は、政策形成過程に実際に参加した、あるいは専門的な知識を持つ人たちへの聞き取り調査という、語学と専門領域に熟達した著者だからこそ収集できたデータで裏付けされており、非常にオリジナリティの高い研究ではあるが、データが聞き取り調査に偏っていることから経路移行の実情とイメージは捉えやすい反面、諸アクターのダイナミズムの原理と論理が平板化されているように思われる。

諸アクター間の相互作用や衝突と妥協、またその裏側にある利害関心をより起伏を持って描き出せるように法案や議事録などの実証的データからも論証されたい。

最後に、本書は6か国の国際比較とイギリスの《動態論》が中心となっているが、本書が出版されるのと同じ時期に安倍首相が打ち出した「幼児教育無償化」の議論と動向に対して、日本の優先課題としてすべての子どもへのECECサービス利用の法的保障を提起する著者がこれまでの研究を踏まえた国際的な視点からどのように評価・判断するのかをぜひ伺ってみたい。

本号で紹介した6冊の本

